

する物品又は其の部分品を製造せんとする者は豫め左に掲ぐる事項を地方長官に届出でねばならぬ(省令第六條)。

- 一 製造工場の名稱及所在地
- 二 製造する物品の名稱及數量
- 三 銅又は銅合金の種類別使用數量
- 四 製造する物品の相手方別販賣豫定數量

七 第四條の規定に依り商工大臣の指定する物品又は其の部分品にして輸出品又はその部分品として銅又は銅合金を使用して製造したるものを譲受けた者は、之を本邦、關東州、滿洲國又は中華民國に於ける消費に充つるために、販賣することを得ない。但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けた場合は此の限でない(省令第七條)。

八 本則公布の際現に第二條の規定に依り新に制限を受けるやうになつた用途に銅又は銅合金を使用中の者には、其の使用に付本則第二條の規定を適用しない。但し本則施行の日から一週間以内に第三條に掲ぐる事項を地方長官(東京府に在りては警視總監)に届出づることを要

する(附則第三項)。

九 従前の第四條の規定に依り地方長官の許可を受けたる者が、本則施行の日の前日迄に當該物品又は部分品の製造を完了しないときは許可は其の效力を失ふ(附則第三項)。

### 第三章 禁止物品

第四條により、製造を禁止された物品(昭和一三年八月一日商工省告示二二七號)は次の如くである。

アイロン  
安全剃刀及同容器  
犬用金具  
印形入れ  
打掛  
腕輪

油瀝し  
椅子  
印形  
インク入れ(インクスタンドを含む)  
腕時計バンド  
繪具容器

エレベーター(工鑛業用のものを除く)

鉛筆金具

鉛筆鞘

置物

押板

オペラグラス

カード立

鏡金具

角砂糖挾

樂譜臺

飾棚

菓子器

家庭用懐中電燈

煙突

鉛筆削り

置時計

桶、盥類の籠

帶留

カーテン金具

カードリング

花器

カクテルセット

傘立

菓子型

菓子製造器

家庭用冷蔵庫

靴金具(蝶番及錠前を除く)

鍍鉄

妻口金具

紙挾

蚊遣器

カラーボタン

皮剥器

観賞用魚類容器

喫煙用器具(煙管、パイプ、ライター、

灰皿、シガレットケース等)

鏡臺金具

空気銃

層入れ

カフスボタン

釜

髪飾品

蚊張釣手

カラー止

カレンダー金具

玩具

看板

急須

金庫(手提金庫を含む)

鎖(工鑛漁業及船舶用のものを除く)

薬玉裝飾金具

果物容器

靴下止金具

靴 篋

頸 飾

クリップ類

化粧品又は化粧用具の容器(口金を含む)

下駄又は草履の裏金

蹴 板

建築物の柱、壁、天井、庇廻し等の裾飾

コーナービード

金物(グリルを含む)

コーヒー沸し

廣告用文字

格子及パンチングメタル(レヂスターを除く)

香水吹金具

交通標識鉄

氷入器

氷 挾

香 爐

コップ、茶碗類竝に同蓋、椀及臺

鏝(工鑛業用のものを除く)

五 徳

子供用乗物

コハゼ

御飯蒸器

ゴルフ用具

コンパクト

盃

柵

皿

仕切用金物(カウンタースクリーンを含む)

自轉車立

絞タオル入れ

シャープペンシル(機構鉛筆)

寫真機用三脚

寫真立

十能(臺十能を含む)

漏 斗

狀 差

賞 牌

賞 盃

商品陳列器具

錠前の握玉(眞棒受ネジ部を除く)

食器棚金具

燭 臺

食 卓

書狀計

書類入籠

如 露

炊事臺(調理臺を含む)

炊事用ポール

スキツチボード

吸取器

スタンプ臺

ストーブ

スプーン

ズボン伸張器

スライドフアスナー

船舶用、燈火管制用、耐濕耐爆用及特殊照

明用（航空標識用、航路標識用、醫療用

及神佛用）以外の照明器具及附屬品（通

電部分、無裝飾ホルダー部分及反射鏡部

分を除く）

洗面器

水筒

視水入れ

ステツキ金具

ストロー立

止

ズボン吊金具

清涼櫃

扇風器（工礦業用のものを除く）

袖丸み

算盤の心棒

大根等の下金

玉子焼器

痰壺

蓄音機

茶零し

茶壺

茶焙じ

帳面（ルーズリーフノート及スプリングノ

ートを含む）金具

塵取

圖畫用水筒及油壺

卓上呼鈴

簞笥、衣裳入箱、衣紋掛、本箱、引出箱、茶棚

机等の金具（蝶番及錠前を除く）

暖房具前飾金物

茶瀝し入れ

茶托

茶道用風爐釜

提灯金具

貯金箱

散蓮華

吊下手洗器

手提袋金具

電氣座蒲團

電氣掃除器

天 火

ドアークローザー及フロアアヒンチ

トイレットペーパーホルダー

銅像(胸像を含む)及銅碑

登山用アルコール焔爐

扉

鳥 籠

ナイフ(ペンナイフ及バターナイフを含む)

ナフキンリング

肉 池

電氣炬燵

電氣七輪

電氣足温器

トースター

樋受金物

銅壺及柄杓入

燈 籠

登山用アルコールタンク

トランク類金具(蝶番及錠前を除く)

泥拭器

流 臺

鍋

ネームプレート、コーションプレート標札類

ネクタイ止

灰落し

排気筒

蠅 張

バケツ

パニテイケース

齒刷子入れ

盤景用具類

ハンドバッグ

髭剃用コップ

美 錠

火 箸

被服用バンド

ネクタイピン

灰 搔

蠅叩き

灰 篩

破損止金物(保護金物)

バター、ジャム、砂糖、ミルク等の容器

パレット

パン立

引手及把手

柄杓(レードルを含む)

火 鉢

火 鉢

紐 掛

表示板掲装具

フインガーボール

フオーク

筆洗

布帛掛

風呂桶及風呂釜

ペーパーナイフ

ヘヤーアイロン

篋

ペン軸装飾金具

箒

庖丁

盆

日除金具

風鈴

ブツクベルト金具

筆立(ペン立を含む)及筆架

ブローチ

文鎖

塀

ヘヤードライヤー

ペン皿

ホールスタンド

帽子、額縁等の掛金具

ボタン(スナップを除く)

本立

窓開閉調整器

万年筆金具(ペン先を除く)

耳飾

目地

メモ挾

物干器

薬罐

薬味入及薬味立

矢筈

郵便受口

指輪

洋傘装飾金具

洋服掛

魔法瓶

水差

名刺、傳票等の刺器

メニュー立

持送り(棚受けを含む)

門

焼網

矢立

遊戯用ポート

床磨器

湯沸器

楊枝入

ラチエーター及同カバー

欄干

蠟燭立(神佛用のものを除く)

## 第四章 運用方針

一 銅合金の意義 第一條に所謂黃銅とは單に銅と亜鉛を成分とする黃銅(眞鍮)のみならず、ネーパル眞鍮、丹銅等の特殊眞鍮を含む。青銅には磷青銅、砒素青銅、アルミ青銅等の特殊青銅を含む。即ち銅合金は大體總て本則の制限の範囲に入る(商工省解説に據る)。

二 鍍金 單に鍍金として銅又は眞鍮を使用することは、本則の適用外とする。而して箔若くは粉に就ても同様の取扱とす(同右)。

三 建築物の意義 第二條に建築物と云ふのは、高層建築物、工場、倉庫、店舗、學校、集會場、演藝場、旅館、病院、市場、屠場、火葬場、住宅、別荘等及び之等に附隨する門、障扉等の外、鳥居、記念門、記念塔、假設建築物(博覽會建築物、飾門、飾塔等)を指稱する。「屋根」は、巴、鬼、袖瓦、戩斗瓦等を含む。

「樋」には、蛇腹樋、谷樋、流樋、鯨鱗等がこれに含まれる。

「化粧張」には、下見張、羽目張、扶壁等がこの中に含まれる。

「枠」の中には、窓枠、出入口枠及び額縁を含む譯である。

「扉」には、扉及び其の附屬裝飾は總てこれに包含される譯である。たゞ錠前、把手、蝶番、上落し等は含まれない。

「日除金具」の中には、捲揚日除、幌日除、引分日除、或は片引日除等の金具は總てこれに入る譯であるが、蟲車又は環はこれに含まれないのである。

大體以上の如くであるから、今後建築用に銅又は銅合金を使用する場合には、原則として總て地方長官の許可を受けなければならぬと解釋して差支へない(同右)。

四 第四條と第二條の許可申請の相違 右の許可を受くるといふのは、第四條の場合とは異つて、例へば銅や銅合金を使つて扉を製造する製造家が許可を受けるのではなくして、さうした扉を備へ付ける建築物の家主が此の地方長官の許可を受けるといふことになる。その點に於て第四條の許可申請者と第二條の許可申請者とは異なる(同右)。

**五 第二條の許可方針** 右の第二條の許可は特殊の事情のある場合の外は原則として與へないといふことになつてゐる。従つて實際上の問題としては、第二條に依つて是等の用途に銅又は銅合金を使ふといふことは禁止されたたと云ふも差支ない。唯特殊の事情のある場合、例へば銅を使用して居た屋根の一部の修覆に銅を使用する如き場合には許可され得ることもある(同右)。

**六 使用量制限の撤廢** 從來百疋未滿の銅を、庇及び之に附屬する樋に使用する場合には地方長官の許可を受ける必要はなかつたが、今後はその制限が撤廢され、百疋未滿の銅は勿論、僅少の銅と雖も之を使用する場合には總て地方長官の許可を受けなければならぬ(同右)。

**七 部分品の製造** 本條に於て「物品又ハ其ノ部分品……ノ製造」とある場合の部分品とは例へば、被服用バンドのバックル、蓄音機のサウンドボックス等の如く夫々被服用バンド及蓄音機の部分品としても一個の完成品として一般消費者が購入するものを謂ひ、此の場合は部分品たるバックル若ハサウンドボックスのみの製造を昭和十三年八月十四日迄認むる趣旨である。之に異り、例へばシャープペンシルの場合に在つては、之を構成し居る數個の金屬片の如きは、各部分品のみにては一般消費の對象とならないから、八月十四日迄に部分品のみを製造して八月十五日

以後に之を組立てるのは、本則施行後に於てシャープペンシルを製造することとなり、本則の制限に抵觸するものである。換言すれば、シャープペンシルの如き場合は、八月十四日迄に完成品に仕上げなければ總て製造を打切ることが要する建前である(昭和一三調整局第二部長通牒一六五號)。

**八 未完成品 併し告示に於て例へば鉛筆金具、桶、鹽類の箱、萬年筆金具等部分品たる金具のみを指定したるものに付ては、該金具のみの製造が八月十四日迄認められ之を取付けたる鉛桶、筆、鹽類、萬年筆等の完成品と爲すことを要せぬ(鉛筆金具は八月十四日迄に製造を爲し十五日以後に於て之を鉛筆に取付くるも差支ない)(同通牒)。**

**九 半製品の特別取扱** 第四條關係の製造制限は、昭和十三年八月十四日を以て指定物品一切の製造を禁止させる趣旨であるが、眞に己むを得ざる特殊の事情ある場合は半製品(仕掛品)に付ては左の通り扱ふことになつてゐる(同通牒)。

禁止指定したる物品又は其の部分品の製造業者が、右物品又は其の部分品の半製品(組立を成し居らざる部分品或は他の用途に轉用し得ざる程度に切斷等の加工を爲したるもの)の仕上を八月十四日迄に完了し得ず、且輸出向等の製造に轉用せしむることも困難なるときは、轉業上の便



宜を考慮し右半製品を使用して仕上を爲さんとする場合に限り、製造許可を申請せしめ之を許可するも差支なきこと、但し本許可に依る製造又は加工期間は一箇月以内ならしむる様指導し、右に依り難き特殊の事情ある場合には臨時物資調整局に伺ふべきである。

一〇 第四條に基く告示 第四條に基く告示の禁止物品のうち、印形、スキツチボード、オペラグラスに就ては、左に依ることになつてゐる(同通牒)。

(イ) 印形……………廻轉印、廻轉日附印、自働認印、其の他のゴム印を除く。

(ロ) スキツチボード……………(1)フラツシュプレート(壁等に取付けたるスキツチの座金)を含む。

(2)通電部分を除く。

(ハ) オペラグラス……………小型双眼鏡及特殊型の所謂オペラグラスを謂ひ其の範圍は高さ(双眼鏡の上下のレンズは一般に伸縮するものなるがそれを最小に縮めたる場合の高さ)五十ミリ以下にして且實倍率二倍以下のものを謂ふ。

之等のものは普通最高小賣價格大體十二、三圓見當である。

(ニ) 蝶番、錠前、釘……に付ては制限品に使用する場合に於ても總て本則の適用外とするこ  
と。

一一 使用制限と製造制限 第四條の許可申請をするものは、銅又は銅合金を使用して、本條に掲ぐる物品を製造する製造家であつて、斯かる物品を購入する一般國民が許可を受けるものではない。その意味に於て第二條と第四條とは許可の申請者を異にする譯であつて、第二條は使用制限であり、第四條は製造制限である(同右)。

一二 輸出品の取扱方針 輸出品として製造したものは、最後まで輸出品としての取扱を受ける譯であつて、従つて假りに輸出品として作られたものが何等かの事情に依つて、輸出が出来なくなるといふやうな事情があつても、そのために直ちにそれを國內向に販賣することは出来ない。第四條による指定物品又は其の部分品を輸出品として作つた場合には、換言すれば本則第四條の許可を受けずに製造した場合には、當該物品を製造した者は勿論であるが、更に製造家からこれを買受けた問屋又は販賣業者も國內消費に充てるために之を販賣しやうとする場合には地方長官の許可を受けなければならぬ。而もこの場合に於ては原則として地方長官は絶対に許可を與

へないといふ方針であるから、事實上一度輸出品として使はれたものは國內向に使用出來ない。  
(同右)

輸出に付ては通牒を以て左の通り取扱ふこと(昭和十三調整局第二部長通牒一六五號)。

(1) 關東州、滿洲國又は中華民國へ輸出するものは輸出品として取扱はざるも、滿洲國政府、北支臨時政府等の註文に係るもの等特別の事由あるものに付ては臨時物資調整局に經伺の上之を許可し得ること。

2) 第六條の輸出品の製造届には豫め註文生産なるや見込生産なるやを明らかならしめ置き、之が製品の内地への流入を防止する爲、事後に於て輸出の事實を證明する書面(輸出免狀の原本若は寫又は船荷證券の原本)を提出せしむる等の措置を講ずること。貿易商を經由して輸出する場合にも、製造業者をして右の書面を提出せしむること(之が爲め製造業者が貿易商に製品を販賣する場合には貿易商より右の書面の交付を受くる様指示すること)

(3) 輸出品の試作品又は見本等の製作に付ては輸出品に準じて取扱ふこと。

一三 電氣銅を許可する場合 尙目下の方針としては、第四條により指定された物品の領域に

は電氣銅の使用は全然之を認めない方針なのであるが、然し特別の事情ある場合には、許可され得ることもあり得る。例へば第四條による指定の物品が軍需として必要な場合の如きには、第五條第三號「銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由」の項に其の事情を記入することとしたのである(同右)。

### 工業組合

我國の工産品の半分に近いものは中小の工業者が製造してゐるが、これは従來亂雑かつ無統制な競争のため、その發展を阻害されてゐたので、政府でもこれに統制をとらせ、共同の利益増進を計らしめるため、大正十四年四月重要輸出品工業組合法を制定した。

その後昭和六年の議會で、これを改正して工業組合法とし、これが昭和八年及び昭和十二年の二回にわたり、改正されて工業組合法となつた。この工業組合法によつて設立されるものが、工業組合である。

工業組合は、同法第一條に規定してあるやうに、工業者がその工業の改良發達を圖るため共同施設をなす目的で設立するもので、原則としては同一種類の工業者により、設立されるが、特別の事情あると

きは、二種以上の工業者（例へば絹織物の製織業者と人造絹織物の製織業者）をもつても設立し得ることとなつてゐる。

工業組合では次のやうな仕事をなし得ることが第三條に規定してある。

- 一、組合員の製品、その原料若は材料又は製造若は加工の設備に對する検査その他必要なる取締又は事業經營に對する制限
  - 二、組合員の製品の加工、販賣、組合員に必要な物資の供給、共同設備の設置、その他營業に關する共同施設
  - 三、組合員の營業に關する指導、研究、調査等
- この外に組合員に對する資金の貸付、組合員のためにする營業上の債務の保證又は組合員の貯金の受入れを併せて行ひ得る。



第五講

各種非鐵金屬の使用統制



## 第五講 各種非鐵金屬の使用統制

### 第一章 金の使用制限

戦時下における金の意義は、戦争に必要な物資を海外より輸入するための決済手段として特に重要性をもつてゐる。支那事變が勃發するや、政府は軍需品及びその原料品の輸入の必要から金現送に備へて金準備評價法と金資金特別會計法を設置すると共に産金法を制定、第七十一議會を経て實施した。また國內産金の國家管理を行ひ産金業者を例外なく政府の統制下に置き産金の強制賣却を行つて日銀に集中し、産金業に對する監督を強化する一方、産金の増産と金の消費統制に全力を集中した。即ち金の増産のためには商工省は増産五ヶ年計畫を樹て昨十二年度の内地及朝鮮の産金額年産約六十トン、一億八千萬圓を昭和十七年に内地五十六トン、朝鮮七十五トン、合計百

卅一トンを目標に産金の増産を促進する爲、資本金五千萬圓の國策會社日本産金振興會社を創設、金増産協議會を設置する外、最近は國際水準一杯まで産金買上げ値段の引上げを行ひ、金貨鑄造し許可、賣戻し條件付金の買上げを行ふなど民間の金動員に積極的に働きかけてゐる。又滿洲國においても五ヶ年三億圓計畫を樹て日滿經濟確立の見地から我が國に協力することになつてゐる。金の消費統制は消極的に金の保有量を増加させるため産金法に基いて昨年十二月大藏省令を以て金使用規則を公布施行したもので、物資動員計畫に基く重要物資統制に先立つて實施されたものである。この金の使用統制のみが輸出入品臨時措置法に基かないで、別個の産金法に基いて制定されてゐることは嚴に注意しなければならない。だから金使用規則の違反は産金法の罰則の適用を受けるのである。

## 第二章 金使用規則の内容

昭和十二年十二月はじめて金使用規則が制定されたときは比較的穩かな制限で、九金以上の金

製品について製造が禁止された程度であつたが、事變の進展に伴ひ、急増する軍需品の輸入を確保し國際收支の均衡を維持すると共に輸出振興の見地から三億圓の爲替資金勘定の設置となり、金の増産促進と併んで金の消費制限を更に強化する必要に迫られるに至つた。このため政府は十三年八月十八日金委員會の議を経て金使用規則を全面的に改正、同廿日より實施した。その骨子は

- 一 金を用ひた製品（金を含む合金、金鐵、金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液及金化合物並に此等を用ひたる製品を含む以下同じ）は當分の内之を製造することを得ない。但し醫療用として必要已むを得ざるもの又は大藏大臣の許可を受けたときは此の限りでない。（省令第一條）。

- 二 右の但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書が大藏大臣に提出しなければならない（省令第三條）。

（イ） 申請者の住所、電話番号、職業及氏名又は商號

（ロ） 製品の種類、數量及價額

（ハ） 材料として地金（金を含む合金、金鐵及鍍金を含む以下同じ）を使用する場合は其

金の品位及純量

(ニ) 材料として金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液又は金化合物を使用する場合は其の數量、種類及價額並に含有する金の純量

(ホ) (ハ)又は(ニ)の材料たる金の調達方法(買入るる場合は其の買入先の住所及氏名又は商號)

(ヘ) 製造の期間

(ト) 製造を必用とする事由

(チ) 申請の時に於ける同種製品の手許保有高

(リ) 製品を輸出するものなるときは其の輸出先並に最近一年間の輸出先國別輸出実績

(ヌ) 従業員の員數、製造能力等營業の規模を知るに足る資料其他参考となるべき事項

三 新製品の場合に限らず、當分の内、例へば添加、彫刻などの物の加工又は修繕の爲にも金を使用することを得ない。但し醫療用として必要己むを得ざるもの又は大藏大臣の許可を受けたるときは此の限りでない(省令第三條第一項)。

この但書の許可を受ける場合にも前項の手續を準用する(省令第三條第二項)。

四 店舗を設け金地金の販賣業を営まうとする者は左に掲ぐる事項を記載した届出書正副二通を大藏大臣に提出すべし。店舗を設け金地金の販賣業を承継する者も亦同じ(省令第四條)。

一 届出者の住所、電話番号、職業及び氏名又は商號

二 會社に在りては其の資本金及代表者の氏名

三 店舗の所在地

右の規定に依り届出をした者は、その届出事項に付變更を生じたとき、又は其の事業を廢止したときは、遲滞なく其の旨を記載した届出書正副二通を、大藏大臣に提出しなければならぬ。

五 店舗を設け金地金の販賣業を営む者は、帳簿を備へ、日日の金地金の取得、處分及保有に關する一切の事項を整然且明瞭に記載しなければならぬ(省令第五條)。

六 店舗を設け金地金の販賣業を営む者は、各月の金地金の取得、處分及保有の狀況を所定の書式に依り記載した報告書正副二通を翌月十日迄に大藏大臣に提出しなければならぬ(省令



第六條。

七 金地金の販賣業を営む者（店舗を設けぬ者を含む）は、左の各號の一に該當する場合はよいが、それ以外の場合に金地金を譲渡するときは必ず大藏大臣の許可を受けなければならぬ（省令第七條）。

（イ） 政府に賣却するとき

（ロ） 店舗を設け金地金の販賣業を営む者に譲渡するとき

（ハ） 醫療用として必要已むを得ざるものの製造に使用するものなることを確認したとき

（ニ） 金使用許可證の呈示を受けたとき

（三）の規定に依り金使用許可證の呈示を受け金地金を譲渡した者は、其の金使用許可證に譲渡年月日、種類、數量、價額及自己の氏名又は商號を裏書すること

八 大藏大臣は必要ありと認むるときは、金を用ひた製品を製造する者に對し、金の使用量又は其の製品の種類若は數量を制限することが出来る（省令第八條第一項）。

大藏大臣は金の使用制限に付必要ありと認むるときは金地金の賣買に關し價額、數量又は取

引の方法を指定することが出来る（省令第八條第二項）。

### 第三章 金使用規則の運用方針

一 醫療用の金使用 醫療用として絶対必要なものは従來通り金の使用を許されるが、これは日本醫師會に統制させ、その自主的統制によつて醫師會から切符を發行せしめる。今日までは年額三百萬圓程度の使用であつたが、今後はこれを半額程度に制限する。

一般醫療用として使用される金は地方長官に申請しその許可證明書を得て購入することになつてゐるが、齒科醫用の金に就ては日本齒科醫師會の手で九月一日より切符制が實施されてゐる。

即ち全國の一般齒科醫用の金については日本齒科醫師會から齒科醫用地金使用券を發行し一回につき二匁（七グラム半）の切符制で金齒の使用制限を行ひ、金使用券の交付に當つては病者の氏名、使用、個別等の事項を記入した申請書を道府縣醫師會を通じて日本醫師會において確認した上配給することになつてゐる。

共済會の如き公立病院、私立齒科専門學校及び社團法人の病院は地方長官の證明を得て使用することが出来ることになつて居り、官立の病院は學校長の證明により使用することが出来ることになつてゐる。

二 金冠使用禁止 金歯使用制限の強化を圖る必要から、厚生省では昭和十三年八月廿日衛生局長の名を以て地方長官に通牒を發し、全齒金冠に金を使用することを禁止した。これによつて金歯も絶対に必要な個所だけで全齒金冠には使用することが出来なくなつたが、最近日本齒科醫專の細野教授が銀パラチウム合金に五乃至十パーセントの金を含ませた優秀な代用品合金のゴールド・プラチノンを發明したので、大藏省ではこれについては金使用券なしに自由に使用させる方針である。

三 許可方針のもの 成るべく許可するものは輸出工藝品、勳章、金箔、陶磁器、佛具、萬年筆、その他金使用を絶対的條件とする製造業の一部である。

四 絶対不許可のもの 建築、家具、裝飾品（指環、帶止、時計、カフスポタン等身邊裝飾品をも含んで）メダル類等は絶対に許されない。

醫療用のほか、金をどうしても使はなければならぬ特殊工業用も切符制に依つてゐる。

#### 第四章 白金の使用制限

白金は單に貴金屬として一般裝飾用に使される外、人絹製造の際におけるノツズル用竝に硝酸、硫酸、鹽酸等の強酸類の製造の際における鍋として使用され軍需品としても重要性をもつてゐる。

近年化學工業の發達につれ工業用白金の需要は急激に増加してゐるが、國內の生産は貧弱で殆んど大部分を海外よりの輸入に仰いでゐる現狀にあり、而かも高價なので、商工省では金の使用制限と前後して十二年十二月廿八日輸出入品臨時措置法の第二條に基き白金使用制限規則（商工省令第三六號）を公布十三年一月一日より實施した。

省令は三ヶ條よりなつて居り、

一 白金を裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具又は什器の製造に使用することを禁止する。製

造の場合のみでなく加工及修理にも白金の使用を禁止する。但し工業用等で地方長官の許可を受けた場合は除外される(省令第一條)。

二 第一條但書の許可を受けんとする者は、(一)製造する物品名、(二)白金の使用量、(三)白金を使用せんとする事由を記載した許可申請書を、地方長官に提出しなければならない(省令第二條)。

三 白金の生産、輸移入又は賣買を業とする者は、(一)生産量又は輸移入量、(二)買入量(輸移入量を除く)、(三)販賣量、(四)使用量、(五)月末在庫量等を記載した事業月報を翌月十五日迄に地方長官に報告しなければならない(省令第三條)。

四 本則施行の際現に第一條に掲げてある物品の製造に白金を使用中の者には適用しないが、その場合には省令施行の日より二週間以内に第二條各項に掲ぐる事項を地方長官に届出でなければならぬ(省令附則)。

使用制限を實施しても工業用軍需用として相當使用量があるので、絶對的な消費數量は減少せず、寧ろ増加の傾向にある。従つて當局としては新たに裝飾用として使用を禁止するばかりでな

く進んで現に裝飾品や贅澤品として使用されてゐる白金を回収したい意向である。工業用としても需要の多い人絹製造におけるノツズル用としては最近代用品としてステールレス・スチールが使用されるに至つたので、當局では今後この方面には出来る丈代用品を使用させる方針である。

## 第五章 鉛、亞鉛、錫等の使用制限

鉛、亞鉛、錫、ニッケル、アンチモン等の非鐵金屬は鐵鋼、銅に次で何れも劣らぬ軍需品として重要性をもつてゐるが、國內の資源が貧弱で大部分を海外よりの輸入に仰いでゐる現状にあるので軍需品の供給を確保する必要から輸出入臨時措置法に基いて昭和十三年七月九日商工省令を以て鉛、亞鉛、錫等使用制限規則が公布、同十五日より實施された。

同規則は二段に分たれてゐて、第一段では鉛、亞鉛、錫、アンチモンで出來た箔、紙、チユーブは一般には使用を禁ぜられ、第二段では不用不急の用途を指定してこれに使用製造が禁ぜられてゐる。これを逐條的に説明すると

一 鉛、亞鉛、錫若はアンチモン又は之等の金屬を用ひたる合金を使用して製造したる箔、紙又はチューブは之を齒磨、化粧品又は食料品にして輸出品（關東州、滿洲國又は中華民國）に輸出するものを除く以下同じ）以外のものの包装に使用することを得ない、但し地方長官の許可を受けた場合は此の限りでない（省令第一條）。

二 右の但書の許可を受けんとする者は、左に掲ぐる事項を記載した許可申請書を地方長官に提出しなければならぬ（省令第二條）。

一 使用する箔、紙又はチューブの種類及數量

二 箔、紙又はチューブの用途

三 箔、紙又はチューブを使用せんとする事由

三 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若はニツケル又は之等の金屬を用ひたる合金（銅使用制限規則の適用を受くる銅合金を除く）は、之を左に掲ぐる物品又は其の部分品の製造に使用することを得ない。但し亞鉛メッキ用、錫メッキ用又はハンダとして使用する場合及地方長官の許可を受けた場合は此の限りでない。輸出物は構はない（省令第三條）。

右により禁止された用途

一 茶器、酒器、菓子器其の他の飲食用器具

二 鍋、釜、湯沸其の他の厨房用器具

三 火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺其の他の家具什器

四 手摺、把手、蝶番其の他の建築用附屬金具

五 置物、花器、賞盃、函物其の他の美術裝飾品

六 煙草セット、シガレットケース、灰皿其の他の喫煙用器具

七 ハンドバッグ、化粧用具、化粧品容器其の他の身廻用品

八 髪飾、帶止、ブローチ、鈕釦其の他の裝身具又は被服附屬金具

九 文鎮、インクスタンド、紙切其の他の文房具

十 玩具

四 右の但書の許可を受けんとする者は、左に掲ぐる事項を記載した許可申請書を地方長官に提出すること。

一 製造する物品の名稱及數量

二 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若はニッケル又は之等の金屬を用ひた合金の種類別使用數量

三 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若はニッケル又は之等の金屬を用ひ、合金を使用せんとする事由

五 右に拘らず、輸出品として包装した齒磨、化粧品、飲食料品、又は右の禁制品は、之を本邦、關東州、滿洲國又は中華民國（即ち圓ブロック地方）に販賣することを禁ず。但し地方長官の許可を受けた時はよい（省令第五條）。

六 本省令が施行されたとき、現在既に所有してゐる箔、紙又はチューブを用ひる場合は第一條の例外と認める。しかし二週間以内に第二條による所定の届出を地方長官宛にしなればならない（省令附則）。

七 第三條の禁制品でも、本省令施行に際し持つてゐる材料に限り製造を許される。しかし右と同様に第四條による所定の届出をしなればならない（同右）。



第六講

工作機械の供給制限



## 第六講 工作機械の供給制限

工作機械は機械を作る機械で、生産資材中最も基礎的な資材である。工作機械産業は景氣のバロメーターともいはれる位ひで、景氣がいいときには急激に膨脹し、一たん反動が来ると一とたまりもなく萎縮するのが常で、同産業は非常に不安定な状態をつづけて来た。現に歐洲大戰當時急に發達したものが大戰後に大きな反動を食つたものである。支那事變勃發を見るまでもなく、政府は準戰時體制を整備するため、この工作機械製造事業を大きく確立させて置く必要から工作機械製造事業法を制定し、一定規模以上の生産を政府の許可制下に置くとともに、免税、銷却保證獎勵金交附等の非常に優遇した助成施設を講じた。

しかし支那事變の進行に伴ひ、軍需生産力をますます擴充させるためには、いよいよこの工作機械の増産を急がねばならぬ。しかしこの工作機械の新しい増産にも鐵、石炭等の原材料の供給

に限度がある以上、これも一定の限度に縛られざるを得ない。かうして増産に制限がある以上は、生産される工作機械を不用不急の産業部門に供給されるのを防いで、出来た丈けの工作機械は集約的に兵器工業中心に供給を圖るやうにせねばならない。

このため輸出入品臨時措置法第二條に基いて工作機械供給制限規則（昭和一三年七月二〇日商工省令第六〇號）が制定された。

その骨子

同規則は全七ヶ條、第一條で工作機械の定義を明かにし、第二條で供給制限の本筋を明かにし、これが全條文の中心になつてゐる。第三條以下は種々の手續規定である。以下順次説明を加へることにする。

第一條 本則ニ於テ工作機械トハ切削研磨用ノ金屬工作機械ヲ謂フ

本條は本則に所謂工作機械の範圍を明かにしたものである。

切削研磨用の金屬工作機械とは旋盤、フライス盤、ボール盤、中グリ盤、形削盤、堅削盤、平削盤、研磨盤、齒切盤等を謂ふのであつて、プレス、ロール、ハンマー、打貫機等剪斷壓縮作

用を爲し切削研磨用でないものは之を除くのである。従て本則の適用を受ける者は切削研磨用の金屬工作機械の製造業者であつて、切削研磨用金屬工作機械三十臺以上を設備する者である。其の他本則に工作機械とあれば總て切削研磨用金屬工作機械である（商工省解説に據る、以下商工省と略）。

第二條 設備タル工作機械三十臺以上ヲ備フル工作機械製造業者（以下工作機械製造業者ト稱ス）ハ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者以外ノ者ニ對シ工作機械ヲ供給（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ、但シ左ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品ヲ製造スル者ニ對シ供給スル場合、輸出スル場合（輸出用トシテ輸出業者ニ對シ供給スル場合ヲ含ム）又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 工作機械
- 二 自動車
- 三 鐵道車輛
- 四 鋼 船
- 五 鑛山用機械
- 六 製鐵用機械



- 七 大型原動機又ハ大型電気機械
- 八 球軸受又ハコロ軸受
- 九 工具

一 本則は工作機械製造業者が官廳に對して工作機械を供給しようとする場合にも適用があるのであつて、兵器又は其の部分品を製造する官廳（陸海軍）に對する供給は自由であるが、官廳が兵器以外の物品を製造する場合には官廳に對する供給は商工大臣の許可を要する（商工省）。

二 兵器又は其の部分品を製造する者とは本則の施行地域内に於て兵器の製造を爲す者を謂ふのであつて、滿洲國其の他内地以外に於て兵器の製造を爲す者に供給する場合は輸出に付商工大臣の許可を要する。但し之は容易に許可す。方針である（同右）。

三 兵器とあるは軍用に供する武器、彈藥、器具、器材等を謂ふのであつて軍用の航空機等も其の中に含まれるのである（同右）。

四 特別の事情ある場合とはプレス、ロール等切削研磨用以外の金屬工機械、化學製造用機械

等本條に列挙してないけれども重要な物品を製造する者に對して供給する場合其の他軍需工業への轉換用、職工養成設備用、官應用として供給する場合等であつて事情己むを得ないと認められるときに限る（同右）。

第三條 工作機械製造業者前條但書ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 品名
  - 二 供給數量及價額
  - 三 供給先及供給先ニ於テ當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品
  - 四 納期
  - 五 供給ヲ必要トスル事由
- 前項ノ許可申請書ニハ供給ヲ受ケントスル者連署スベシ

本條は兵器又は其の部分品を製造する者以外の者に對して供給する場合の許可申請書に付規定するものである。

此の許可申請書は製造業者が提出するのであるが、供給を受けようとする者に連署させて申請

書に記載された供給先以外に供給されることのない様にしたのである。

第四條 兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケントスルトキハ、工作機械製造業者ニ對シ當該工作機械ヲ使用シテ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スルモノナルコトヲ證スル書面ヲ交付スベシ

工作機械製造業者は其の供給先が果して兵器又は其の部分品を製造するか否かを調査することは困難であるから、供給を受けようとする者が、之を證する書面を交付するを要することとして製造業者は、之に依つて安んじて供給することを得る様にしたのである。

「兵器又は其の部分品を製造することを證する書面」とは軍の證明（陸海軍本省、發註官廳又は管理官若は監督官の證明）等を謂ふ（商工省）。

第五條 工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケタル者ハ、當該工作機械ヲ轉賣シ又ハ兵器若ハ其ノ部分品ノ製造以外ノ用途ニ轉用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 但し本則施行前に既に引渡を受けた工作機械に付ては此の制限はない（省令附則第二項）。

二 輸出業者が供給を受けた工作機械を輸出する場合は本條の轉賣ではない。然し内地業者に

販賣すれば勿論轉賣となる（商工省）。

第六條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 轉賣シ又ハ轉用セントスル工作機械ノ品名及數量
- 二 轉賣先及轉賣先ニ於ケル用途又ハ轉用セントスル用途
- 三 轉賣又ハ轉用ヲ必要トスル事由

第七條 工作機械製造業者ハ毎月十五日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 前月ノ製造數量及價額（機種別ニ記載スベシ）
- 二 前月ノ供給數量及價額（機種別及供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記載スベシ）
- 三 翌月ノ製造豫定數量及價額（機種別ニ記載スベシ）
- 四 翌月ノ供給豫定數量及價額（機種別及供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記載スベシ）

一 工作機械の販賣業者に對し供給せんとする場合は製造業者は商工大臣の許可を受けなければならぬが、果して重要なる物品を製造する者の手に渡るか否かが不確實であるから之は

許可しない方針である。従て輸出業者以外の販賣業者は本則施行の結果製造業者から供給を受けることが出来なくなる(商工省)。

二 然し右は注文者として法律上供給契約の當事者となることを得ないといふ意味であつて、事實上供給契約の仲介をして手数料を受けることは差支へない。又販賣業者が既に引渡を受けた工作機械に付ては本則の制限は適用されない(商工省)。

三 本則に依る供給の制限は本則施行前に爲した契約に依る引渡にも及ぶが、本則は兵器を製造する者以外の者に對する供給を全然禁止するものではなくて、商工大臣の許可を受ければ供給を爲し得るのであるから、製造業者は本則の規定に依り不許可となつた場合でなければ本則を理由として既契約を破棄することは出来ない。若し本則に依り不許可とならないのに既契約を破棄したときは民法上損害賠償の責を免れない(商工省)。



第七講

石油の販賣制限



## 第七講 石油の販賣制限

### 第一章 石油の知識

一 石油を支配するものは世界を支配する 石油は、軍國の血液である。鐵の近代戰備が生き  
て十全の威力を發揮するには、石油なしでは絶対に不可能である。超弩級戰艦、帝國海軍の至寶  
『陸奥』、『長門』も油なしでは動かさず、渡洋〇〇機も離陸飛翔出來ないし、陸軍の戰車や重砲も  
動かさず、快速部隊は走らない。故に近代戰備が擴充整備されれば、される程石油は重大性を増し  
て行く。

而も我が國の石油需給状態は甚しく不均衡で、昭和十年度に於いて國內產油量三十五萬疋に對  
しその消費量は三百八十五萬疋といふ數字を示して、我が國產額は消費量の一割にも足らない。

いま我が國の原油産額一覽表を掲げれば左の如くである。

帝國原油産額一覽表 (單位千疋)

年 度	内地油田 原油生産高	臺灣油田 原油生産高	合 計	記 事
大正四年	四七二	三	四七五	豐川、黒川油田産油多シ
五年	四六八	三	四七一	
六年	四五四	二	四五六	
七年	三八六	一	三八七	道川油田噴油多シ
八年	三五四	二	三五六	
九年	三五二	一	三五三	
一〇年	三五四	一	三五五	錦水大瓦斯噴出
一一年	三二四	二	三二六	
一二年	二八五	三	二八八	
一三年	二八六	三	二八九	出礦坑ニ良油井ヲ得
一四年	二九六	四	三〇〇	
昭和元年	二七〇	八	二七八	

二年	二六二	一三	二七五	高村油田噴油
三年	二九二	九	三〇一	
四年	三一	六	三一七	院内油田試験成功
五年	三一七	五	三二二	
六年	三〇六	四	三一〇	院内油田試験成功
七年	二五四	五	二五九	
八年	二二六	六	二三二	八橋油田試験成功
九年	二八四	六	二九〇	
一〇年	三五〇	七	三五七	院内、八橋油田の噴油多シ

『石油を支配するものは世界を支配する』とは米國大統領フーバーの言だが、まことに至言で、石油の用途は左の如く實に多種多様で、これによつて艦船兵器は勿論萬般の機關が動くのであり、大きく云へば世界が動くと云ふべきである。

二 石油の用途 次に石油の大體の用途を掲げて法規運用の参考に資することにする。

- 1 原油 各種石油製品の原料
- 2 重油 蒸汽機關燃料(ペンカー油)、チーゼル及びセミチーゼル機關燃料(チーゼル油)、冶金

その他各種金屬加熱爐燃料、分解揮發油原料、壓力傳導用

3 輕油 セミチーゼル機關燃料、分解揮發油原料、チーゼル油製造配合用、機械その他の洗滌用

4 燈油 各種燈火用、石油發動機燃料、分解揮發油製造原料、特殊浸出及び溶劑用、石油乳劑及び驅蟲液用

5 揮發油 飛行機、自動車その他各種ガソリン機關燃料、特殊塗料、各種溶劑及び稀釋用その他

6 機械油 機械活動部の潤滑、油變壓器の絶縁及び冷却用、金屬鑄造用

7 モーターグリース ボールベアリング又はローラーベアリング潤滑用、各種ギア(齒車裝置)潤滑用、金屬サビ止用

8 バラフィン 特殊潤滑用、木材防腐用、電線その他絶縁材料用、賦型及び醫療用その他

9 ビツチ及びアスファルト 煉炭及びその他燃料用、舗道用、電氣絶縁用

10 石油コークス 煉炭製造その他一般加熱用、電極製造用

## 第二章 販賣統制規則の發動

石油はかくの如くに重要なものであるから一朝石油の輸入が杜絶せる場合のことを考へるならば誠に慄然たるものがあるのである。故に政府では石油の國內自給を促進する爲、天然石油の増産、人造石油の製造、代用燃料の使用等種々の方策を講じて居るのであるが、人造石油製造事業の振興計畫は漸く第一步を踏み出した所であり、アルコールの混用は昭和十三年七月一日より内燃機用に使用される數量の四分の一以上に付五%の割合を以て實施する豫定で目下準備中であるが、いづれにしても石油の自給と云ふことは到底緊急の間には合はない現状である。

支邦事變が勃發するや需要は急激に増加し、之に伴つて輸入數量も著しく殖えたのである。金を拂へば購入し得る間はまだ良いが、先年イタリがエチオピアに進撃したときのやうに、各國とも石油を賣つてくれぬと云ふ様な事態に立到つては軍需の供給確保は到底期待し得ない。之が對策としては出来る丈多量の油を國內に保有して置く必要がある。そこで昭和十二年十月頃より

消費者の自覺に訴へ、自發的に消費の節約を圖つて來たのであるが、事變以來各種物資の輸入數量は増加する一方で、之に反し輸出は一向に進展せず、寧ろ各國の對日感情の惡化と共に減退しつつある状態である。

限りある支拂能力の範圍内に於て軍需品の供給を優先的に考慮した結果は、民需を或程度抑制するを餘儀なくせらるるに至つたのであつて、購買券制度は消費を強制的に節減せしむる爲、最良の方法として之に依ることと爲つたのである。購買券制度に依り消費の節減を圖るため昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律）第二條及第三條に基き揮發油及重油販賣取締規則が制定せられ昭和十三年三月七日に公布、揮發油及重油が購買券と引換でなければ購入出來なくなつたのは五月一日からであつた。

尙本規則に違反したときは、本法の罰則が直に適用になるものであり、本規則には罰則は設けてない。又本規則の施行に關しては各府縣に於て府縣令を發布し、地方の實情に即する如く細目の點に付規定を設けることとしてあるので、兩者を併せて始めて充分に諒解されることと思ふのであるが、此處では單に取締規則のみの説明に止めることとする。

### 第三章 揮發油及重油販賣取締規則の解説

第一條 本則ニ於テ揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル礦油ヲ、重油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八七六二ヲ超ユル黒色、褐色又ハ暗綠色ノ礦油ニシテ不透明ナルモノ（コールタールヲ除ク）ヲ謂フ

揮發油と重油は共に礦物性の原料油から製造された礦油であつて、一般市場では揮發油とか重油とかいつても結局或る限界はあるのであるが明確ではない。ところが本規則では揮發油又は重油の販賣は購買券と引換でなければ爲すことを得ず、違反すれば直に罰則の適用を受けるものであるから、本則に於て揮發油又は重油とは何を指すか明確にしておく必要がある。揮發油と謂ひ重油と謂ふのは如何なるものを含めた意味であるかを次に略記する（商工省解説）。

#### 一 揮發油

攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる（A・P・I ポーメ約四十五度を超ゆる）礦



油であつて、市場に於て揮發油と謂ふ名稱を用ひて居ると否とを問はない。

人造石油たる揮發油は勿論、石油ベンチン、石油エーテル・ミネラルスピリット及ミネラルターペンチンも本條の揮發油に含まれる。ミネラルミネラルターペンチンは製造状況に依り該比重を超えるので本條の揮發油には入らぬことがある。アルコールを混入した揮發油も亦本條の揮發油である(右同)。

## 二 重油

攝氏十五度に於ける比重〇・八七六二を超ゆる(A・P・Iポメ約三十度を超えざる) 礦油であつて其の色は黒色、褐色又は暗綠色而も不透明であることを要する。

原油自體も亦本條に於ける重油の範囲に入るものがあるが、原油自體が賣買されることは精製業者及輸入業者の間以外には豫想し得られず、斯る場合は第二條に依り購買券に依ることを要しない。市場に於てチーゼル重油、バンカー重油と稱されてゐるものは勿論本條の重油であるが、其の他に機械油の一部(車輛油、臺車油、レール油及シリンダー油等)が本條の重油に含まれるのではないかと云ふ疑問が持たれるが、潤滑の用に供する目的を以て製造せられた礦油は本條に

所謂重油としては扱はないのである。又クレオソート油、ピッチは本條の重油ではない。其の他低温タールは本條の重油の中に入るが、高温タールは燃料としては殆ど使用されず、節約も困難な事情にあるので明文を以て除外した。尙市場に於て輕油としては使用されてゐるものの中で比重大で本條の重油に該當するものがある故注意を要する(右同)。

第二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ購買券(第八條ノ規定ニ依ル記載ナキモノニ限ル)

ト引換フルニ非ザレバ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

イ 御料品

ロ 官廳用品

ハ 軍用品

ニ 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節若ハ領事ノ自用品又ハ在本邦外國大使館、公使館若ハ領事館ノ公用品

ホ 航空機用品

ヘ 船舶安全法ニ依ル近海區域若ハ遠洋區域ヲ航行區域トスル船舶、本則施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶(船艦札規則第一條第一項第一號及第二號ニ掲グル船舶ヲ除ク)又ハ本則施行地ニ住所ヲ有セ

ザル者ノ所有ニ係ル船舶ノ用品

ト 汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業、機船底曳網漁業又ハ専ラ漁獵場ヨリ漁獲物若ハ其ノ化粧品ヲ運搬スル業務ニ従事スル船舶ニシテ外國港灣ニ出入スルモノノ用品

二 揮發油ヲ一リツトル以下賣渡ストキ

三 重油ヲ五リツトル以下賣渡ストキ

四 販賣ノ目的ヲ以テ買受クル揮發油又ハ重油ノ販賣業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

五 精製又ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受クル石油精製業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

六 精製ノ爲使用スル目的ヲ以テ買受クル石油精製業者ニ重油ヲ賣渡ストキ

七 石油運搬用自動車又ハ石油運搬用船舶ニ使用スル目的ヲ以テ買受クル揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

八 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アリタルニ因リ購買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

石油の販賣業者及精製業者は地方長官 東京府に在りては警視總監の發行する購買券と引換でなければ第一條に該當する揮發油又は重油を賣渡すことを得ない。然し乍ら總ての場合に於て購買券と引換へることを必要とするものとする、或は購入數量が極少量なる場合等其の煩に堪えず取引の圓滑を害し、然も燃料節約の目的達成上大なる期待を持ち得ぬことがあり、或は御料品、

治外法權者の用品等法律又は之に基く省令を以て規律し得ざるものあり、或は又石油使用の實情よりして購買券に依らしめないので可とするものがあつて妥當でない。依つて但書を以て例外を設けてゐる(商工省解説)。

1 例外中一號の御料品には官家の御用品を含めてゐる。(ロ)に官廳用品とあるが此處に所謂官廳とは行政官廳より更に廣い意味で宮内省、官府縣立諸學校、病院、各種試験所、研究所等を包含する。但し政府の管理工場の用品は官廳用品乃至軍用品には包含せられず購買券に依らねばならぬのである。(ニ)の中には名譽領事は入らない(同右)。

2 四號及五號に於ては石油の販賣業者又は精製業者が販賣又は精製の目的を以て買受け、場合に限り、他人に贈與したり煖房用として使用したりする目的を以て買受ける場合等は包含されない(同右)。

3 六號は五號と重複するかの疑があるが。六號に於ては石油精製の爲め自己の工場に於て重油を消費する場合を謂ふのである(同右)。

4 八號は例へば火事、地震等の爲め購買券の交付が不可能になつたと謂ふ様な場合である。

又夏季稻に襲來することのある蟲を驅逐する爲め石油を使用することがあるが、蟲の襲來は豫想出來ず、購買券の交付申請も出來兼ねるので斯る場合も本號の中に含まれる(同右)。

尙注意すべきことは、官廳用品が購買券制度より除外されてゐるので官廳は節約をせぬのではないかといふ疑問をもたれる向もあるやうであるが、之はそうではなく、命令を以て官廳を拘束することが法律的にも其の他の事情よりも疑問視されるので購買券にはよらぬこととしたのである。然し官廳用も民間用と同じく節約を斷行することは勿論で、鐵道省に於ては省營バス、ガソリンカーのダイヤを改正し効果をあげるのに努めてゐる(同右)。

第三條 購買券ハ商工大臣ノ定ムル限度内ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)之ヲ發行ス

購買券は地方長官(東京府に在りては警視總監)が發行するが全然地方長官が自由に發行し得るものではなく、商工大臣が各道府縣に付決定した限度内に於て發行するものであつて、此の限度は府縣よりの申請に基き毎月商工大臣が決定する、商工大臣は此の限度決定に當り國內全豫想需要量中より節約量を控除し割當て、ゆくことになる。本則には規定してないが地方長官は各個人の

交付申請書に基き許された限度内に於て警察署を經由し購買券を交付する。之も府縣令に於て規定されてゐる事であるが、購買券は一月分宛を交付するのであつて、唯船舶は一航海に數ヶ月を要する様な場合があるので、斯るものに對しては大體六ヶ月以内の購買券を交付し得る。

第四條 購買券ハ揮發油ニ付テハ一ガロン券、五ガロン券、五リットル券、十リットル券、十八リットル券、百リットル券、一キロリットル券及十キロリットル券ノ八種トシ重油ニ付テハ十八リットル券、九十リットル券(五種)券、百八十リットル券(十種)券、一キロリットル券、十キロリットル券及百キロリットル券ノ六種トシ各種ニ付赤色及青色ノ別ヲ設ケ  
購買券ハ別記様式ニ依ル

購買券は揮發油又は重油の購入の都度之と引換に渡すものであるから、取引の實情に即したものとする必要がある。そこで揮發油に八、重油に六の種類を設けた。揮發油に付てガロン及リットルの兩單位を用ひたのはガソリンスタンドが兩種の單位を使用しつつあり、然も兩者を換算して使用し得ぬ現状に在る爲である。尙各種に付更に赤色、青色の別を設けた理由は第五條の所で述べるが、用途に依る區別を設ける必要があつた爲である。購買券は各地方長官が之を發行する

が發行府縣内のみならず全國に亘つて通用するものであるから其の様式が區々に分れると受取る方の側に於ては眞偽、有效無效の判断等に著しい困難を感じ取引の安定を害する虞があるので商工省令たる本則に於て様式を定め形状の統一を期したのである(商工省解説)。(二〇〇頁参照)

**第五條** 赤色券ハ船舶ニ使用スル爲揮發油又ハ重油ヲ買受ケントスル者ニ、青色券ハ船舶以外ニ使用スル爲揮發油又ハ重油ヲ買受ケントスル者ニ之ヲ交付ス

船舶に對して丈けは最高六ヶ月分以内の購買券を交付する故に、この多量の購買券が他の用途に流用されることは嚴重取締らねばならぬ。そこで船舶用には赤色券を交付し他と區別し、第七條と相並んで斯る不都合を生ぜしめることのない様にしたのである。(商工省解説)

**第六條** 購買券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ交付申請書ヲ、揮發油又ハ重油ヲ工場又ハ事業場ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ所在地ヲ、自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ主タル使用地ヲ、船舶ニ使用セントスル場合ニ於テハ船籍港(漁船並ニ船鑑札規則第一條第一號及第二號ニ掲グル船舶ニ使リテハ其ノ所有者ノ住所地)ヲ、ガソリン機關車、ガソリン自動車、ディーゼル機關車又ハディーゼル自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ地方鐵道又ハ軌道ヲ經營スル者ノ主タル事務所ノ所在地ヲ、其ノ他ノ場合ニ於テハ其ノ者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

前項ノ購買券交付申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受ケントスル揮發油又ハ重油ノ數量
- 二 用途
- 三 使用設備ノ概要
- 四 使用豫定期間
- 五 交付ヲ受ケントスル購買券ノ種類及枚數
- 六 前回購買券ノ交付ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ種類及枚數

交付申請書を何處へ提出すべきかといへば、提出地方長官を規定してゐるが府縣令に於ては更に警察署長を経由して地方長官に提出すべきものとしてゐる。交付申請書は使用者が提出するのであるが、提出地方長官が揮發油又は重油を何に使用するかによつて異つてゐるのは、成る可く正確に、重複することなく購買券を交付せんが爲である(商工省解説)。

- 1 工場事業場に使用する場合 工場事業場毎に其の所在地を管轄する地方長官に提出する。一會社に屬する數工場も別々に其の工場所在地を管轄する地方長官へ提出せねばならぬ。
- 2 自動車に使用する場合 番號札を受けてゐる府縣の長官へ提出する。主たる使用地とは番

號札の交付を受けてゐる府縣である。一人又は一會社が二府縣以上に跨り自動車運輸事業を行ひつつあつて、車輛番號を各府縣より受けてゐるときは、各府縣に別々に申請書を出さねばならぬのである。自動車を借りて營業してゐる者に在つては、所有者でなく、借りてゐる者が使用者として交付申請書を提出すべきである。

3 船舶に使用する場合 船籍港のあるものは船籍港を管轄する地方長官に、漁船並に船鑑札規則第一條第一項第一號及第二號に掲げる船舶（船籍港なきもの）は其の所有者の住所地を管轄する地方長官に提出することを要する。備船の場合にも自動車の場合と同じく備船者が申請書提出者となることが多いと思はれる。

4 ガソリン機關車、ガソリン自動車、ディーゼル機關車及ディーゼル自動車に使用する場合 地方鐵道又は軌道の經營者の主たる事務所の所在地を管轄する地方長官に提出する。鐵道又は軌道が二府縣以上に互る場合にも、主たる事務所の所在地を管轄する地方長官に全使用車輛の分を一括して申請すればよいのである。

5 其の場合 家庭用、建築物暖房用等は使用者の住所地を管轄する地方長官に提出する

を要する。

交付申請書の記載事項を規定したもので府縣令に於て更に其の様式を定め形式の統一を圖ることにしてゐる（右同）。

第七條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ船舶以外ニ使用スルモノナルコトヲ知リテ赤色券ト引換ヘ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ

船舶用の揮發油又は重油を購入する爲めに交付した購買券が、他の用途に使用する揮發油又は重油の購入用に流用されることを防いだのである。船舶用の購買券が他へ流用される場合丈けを取締る所以は、赤色券は前述の通り最高六ヶ月分迄を交付し得るに反し、青色券は大體餘裕のない數量を一ヶ月分交付されるので他へ流用される様なことは殆どないからである（商工省解説）。

第八條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換ヘタル購買券ニ引換後遲滞ナク當該販賣場ノ名稱及引換ノ年月日ヲ記載スベシ

購買券は一回を限り使用し得るのであるから、一度使用した購買券には何等か使用したものであることが確認される様な手段を講ずる必要がある。そこで購買券に記載を行ふ。これは年月日

及販賣場名を一括した印章を押捺するのでも差支ない。但し此の記載は引換後遲滞なくすることを要し、數日或は一月分を一括して爲すが如きことは之を許さない。又記載は引換へた販賣場毎に爲すことを要する。販賣場とは取引の行はれる場所のことで、精製のみを爲してゐる工場、唯油を貯へて置く丈のタンク所在地、販賣場なのではない。唯それ等の場所で同時に營業を爲してゐる場合には勿論販賣場である(商工省解説)。

第九條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換ヘタル購買券ヲ故ナク他ハニ引渡シ又ハ破棄スルコトヲ得ズ

販賣業者又は精製業者が引換へた購買券は、第十二條の規定に依り報告書に添附して提出すべきものであるから、之は引換へた者が保管して置く必要があるのみならず、本條が無と引換へた購買券が散逸し重大なる弊害を生ずる虞があるから、本條に依り斯ることの無いことを期したのである(商工省解説)。

第十條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ其ノ開設後一週間以内ニ左ニ掲グル事項ヲ販賣場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ其ノ販賣場ヲ廢止シ又ハ届出デタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

一 販賣場ノ名稱及位置

二 取扱ニ係ル石油ノ種類

三 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ノ氏名名稱及住所

販賣業者及精製業者は、第十一條の規定に依り、販賣に關する帳簿を備へ、第十二條、規定に依り毎月一定事項を報告すべきものとし、揮發油又は重油の購入者及之を販賣する者の兩方面より規律し、購買券制度の圓滑、適正なる運用を圖り違反を少なからしめることを期してゐるが、現在販賣業者及精製業者は、府縣に依つては特に取締制度がない處がある爲め、本條を設け業者の數其の他を明かにしようとしたのである。

本條の販賣業者の中には他の商品例へば藥品、雜貨類と一緒に揮發油又は重油を販賣してゐる者も勿論含まれる。又第三號の「揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ノ氏名名稱及住所」とは當該販賣場を管理する者ノ氏名名稱及住所を謂ふのではなく、例へば或販賣場がA社の所屬で之をBが管理するときは、Aの名稱及住所を指してゐるのである。尙從來第二條の規定に依り購買券を必要とせぬ様な場合の販賣のみを爲してゐた販賣業者、精製業者も本條の届出はせねば

ならない(商工省解説)

第十一條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所
- 二 販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所
- 三 引換ヘタル購買券ノ種類及枚數並ニ引換ノ年月日

購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リットル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リットル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

本條は販賣業者又は精製業者に帳簿を備へさせ、一定事項を記載させて販賣の状況を明かにしようとしてゐるのである。

揮發油一リットル以下、重油五リットル以下を賣渡した場合は煩瑣に過ぎるので、又購買券と引換へた場合は後に購買券が残り、而も之を帳簿に記載するので、第二項に於て買受人の氏名名稱及住所の記載を要しないこととしてゐる(商工省解説)。

第十二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ毎月左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報

告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 1 前月中ニ受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所
  - 2 前月中ニ販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所
  - 3 前月中ニ引換ヘタル購買券ノ種類及枚數並ニ引換ノ年月日
- 購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リットル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リットル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
- 第一項ノ報告書ニハ前月中ニ引換ヘタル購買券ヲ添付スベシ

販賣業者又は精製業者に毎月報告書を提出させ、帳簿の検査を爲す迄もなく販賣の状況を知ることを得る様にし、購買券制度の公正な實施を圖つてゐるのである(商工省解説)。

別記様式

表面(赤券青券共ニ同ジ)

裏面(赤券)

裏面(青券)

揮發油

1

ガロニ券

道府縣又ハ  
警視廳

交付警察署之印

重油

180

リットル(十罐)券

道府縣又ハ  
警視廳

交付警察署之印

一 本券ハ北海道及各府縣ニ於テ通用ス

二 交付警察署ノ印ナキモノハ無効トス

三 本券ハ船舶ニ使用スル爲揮發油ヲ買受ケントスル場合ニ限り有効トス

四 本券ト引換ヘ揮發油ヲ賣渡シタルトキハ引換後遅滞ナク販賣場名及引換ヘタル年月日ヲ記載スベシ

一 本券ハ北海道及各府縣ニ於テ通用ス

二 交付警察署ノ印ナキモノハ無効トス

三 本券ト引換ヘ揮發油ヲ賣渡シタルトキハ引換後遅滞ナク販賣場名及引換ヘタル年月日ヲ記載スベシ

一 本券ハ北海道及各府縣ニ於テ通用ス

二 交付警察署ノ印ナキモノハ無効トス

三 本券ハ船舶ニ使用スル爲重油ヲ買受ケントスル場合ニ限り有効トス

四 本券ト引換ヘ重油ヲ賣渡シタルトキハ引換後遅滞ナク販賣場名及引換ヘタル年月日ヲ記載スベシ

一 本券ハ北海道及各府縣ニ於テ通用ス

二 交付警察署ノ印ナキモノハ無効トス

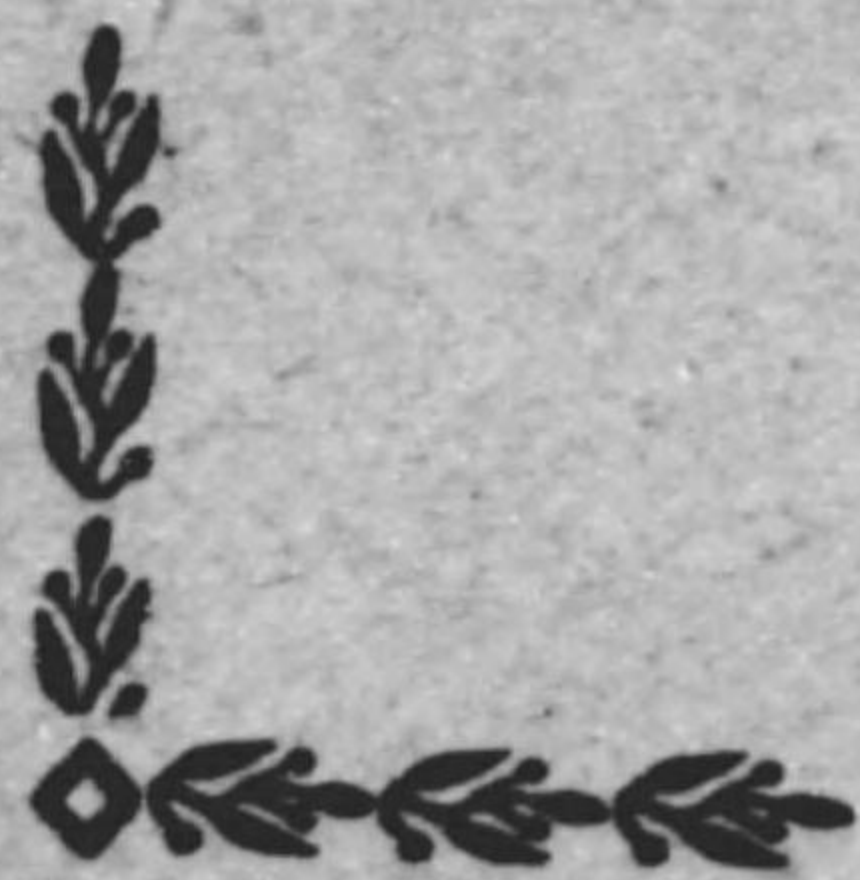
三 本券ト引換ヘ重油ヲ賣渡シタルトキハ引換後遅滞ナク販賣場名及引換ヘタル年月日ヲ記載スベシ





第八講

皮革の制限



## 第八講 皮革の制限

### 第一章 皮革の知識

一 戦争と皮革 皮革は、軍の服装材料として、綿製品・毛製品につぐ重要物資である。歐洲大戦當時、英國は一ケ年に軍靴約千三百萬足を作つたといはれるが、戦争がいかにか皮革を必要とするかを充分に認識させる。まして皮革の用途は靴ばかりでなく、その他の馬具にも兵器にも用ひられる。而も軍需以外では工業用その他民需方面にも廣い用途があるのだが、我が國は牧畜業があまり盛んでないため、皮革資源に乏しく、供給の大部分（五分の四）はこれを海外よりの輸入にまち、年輸入額は平年に於いて五千萬圓乃至五千五百萬圓となつて居り、僅かに五分の一が國産皮革で賄はれてゐる現狀で、我が皮革製品の輸出は僅かに輸入の約一割にすぎない。

二 皮革制限規則の發動 支那事變と物資動員計畫は、軍需皮革の激増と輸入皮革の供給激減を齎らした。現行の皮革使用制限規則、皮革製品販賣價格取締規則及び皮革配給統制規則の三商工省令が、昭和十三年七月一日公布、實施されるに至つたのは當然といはねばならぬ。この三規則によつて不要不急の民需方面の皮革製品に牛、馬、羊、豚、鯨、鮫の革の使用が禁止され、非常識な高値にまで暴騰した皮革製品の價格が、公正なものに決定され、更に皮革大工場を押へて群小工場にも不自由ながら操業し得るやう、その原皮の配給を統制した（この配給統制がなければ、昭和十三年末には群小工場は大工場の資本の壓迫をうけて、全面的に操業を休廢せなければならなくなつてゐたであらう）。

現在（皮革統制斷行當時）の皮革のストックは約三千萬圓あるが、これは原皮でなく加工された皮革であるため、金額の大なる割にその數量は少く、而も暴騰後の値段であるため、その價格の示す量は事變前の三分の一にしか過ぎない現狀で、國內皮革の増産は何をおいても急務せねばならず、「豚皮食ふべからず」といふところまで行つたのも當然すぎる話である。

## 第二章 皮革使用制限規則の解説

第一條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハ牛革（黃牛革及ビ水牛革ヲ含ム以下同ジ）ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文（關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク）ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、靴 二、馬具 三、自轉車又ハ自動自轉車用サドル 四、調帶 五、パツキング 六、運動用具 七、革砥

一 是等の物品に付ては條文に示してある如く第二條の場合とは違つて、牛革を使つてはいかぬと云ふだけであつて、他の馬革、羊革、豚革等は今後と雖も之を使用して差支ない（商工省解説）。

二 輸出註文或は軍の註文の場合は許可される。「軍ノ註文」とは、直接軍が註文を出したもので、所謂軍需品と云ふ意味よりは範圍が狭くなつて居つて、即ち軍から之を作れと云ふ註文があつた場合と云ふのに限るのであつて、將來「是が色 軍需品に向けられるものだ」と云ふやうな、

個人の考で「是は軍需品だから」と云ふので製造する譯にはいかない。又輸出註文に付ても同様で、註文のある場合に限り製造が出来ることである。従つて皮革製品の輸出に付ては見込の生産は許されないことになる(同右)。

三 又關東州、滿洲國、中華民國向は除いてある。是等に向けられる註文は此の制限規則に於ては輸出註文と認めぬ、是は爲替の關係で圓ブロックに這入つて居るので、斯様な所へ物を賣つても金が取れないので出すのは詰らないので、このものは輸出に認めないと云ふことになつて居る(同右)。

第二條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハ牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革又ハ鯨革ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 草履、スリッパ其ノ他ノ履物(鼻緒及爪革ヲ含ム)但シ靴ヲ除ク
- 二 靴、トランク、ランドセル、リュックサック、圓囊其ノ他ノ携帶用具
- 三 マント、外套、上著、ズボン其ノ他ノ衣類
- 四 帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留、脚絆其ノ他ノ衣類付屬品

- 五 ハンドバック、褸口、紙入、煙草入、名刺入、筆入其ノ他ノ袋物
- 六 眼鏡サック、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、獵銃サック、運動具入其ノ他ノ容器
- 七 水筒紐、時計腕革其ノ他ノ縛革
- 八 首輪、引紐、鞭其ノ他ノ家畜用具、但シ馬具ヲ除ク
- 九 椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團其ノ他ノ家具什器
- 十 書籍及帳簿、アルバム其ノ他ノ文房具
- 十一 張革、吊革其ノ他ノ車輛用品

一 是は大體に於て革製品の大部分だと云つても宜しいが、是等の物品に付ては今の所大體に於て是等の物品に使用されて居る所の、あらゆる革を使用してはいかぬと云ふことになる譯である。鯨革とか鯨革などは餘りまだ市場には出て居ないが、是等のものも用途に依つては相當大切な方面に使はれるので、不要不急の用途には暫く之を使つて貰はぬと云ふ趣旨から、鯨革や鯨革も使つてはいかぬと云ふことになつて居る(商工省解説)。

二 第二條に掲げるやうな物品を製造する場合には、是等の革でなく外の革を使ふことは差支はない譯で、若し此の外に革として何か使へるものがあれば、それを使つても宜しい。例へば今

迄もあつたやうに「ハンドベック」に蛇を使ふと云ふことは差支ない(同右)。

三 軍の註文とか、或は輸出の註文、又輸出に付て滿洲國、關東州或は中華民國を除くと云ふやうなことは第一條の場合と同様である(同右)。

四 それから第一條、第二條も斯様に製造の制限をされるが、場合に依つてはどうしても之を作らなければならぬと云ふことが豫想されるので、其の場合には一々地方長官の許可を得てから製造して貰ふといふことに成る(同右)。

五 「製造」と云ふが、此の製造の中には修繕を含まないのは勿論のこと、只今我々が履いて居る靴に穴が明いて之を修繕すると云ふ場合に牛革を使ふことは差支ない。第二條の場合でも修繕は宜いが(第二條の場合で修繕をすると云ふ場合は餘りないが)、矢張り適例としては靴の修繕、ベルトの修繕は牛革でやつても宜しいと云ふことになる(同右)。

第三條 牛革ヲ使用シタル第一條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料又ハ牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革若ハ鯨革ヲ使用シタル第二條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料ニシテ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク)トシテ製造セラレタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於

ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ

輸出品は、第一條、第二條共に註文のあつた物は、許可も受けずに製造しても宜しいことになつて居るので、是等のものが輸出品として製造された以上、確に輸出されなければならぬので、輸出註文と云ふことで作つたものが國內に轉用されると云ふ事があつては、國內で使用を制限した趣旨を達成することにならぬので、輸出品として製造されたものを讓り受けた者(所謂輸出商)が外國に賣らずして、本邦又は關東州、滿洲國、中華民國等輸出と觀られない方面の消費に充てる爲に之を賣買してはいかぬと云ふのである(商工省解説)。

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條又ハ第二條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

本則施行ノ際第一條若ハ第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者、牛皮、馬皮、羊皮又ハ豚皮ノ輸入又ハ販賣ヲ業トスル者及牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革又ハ鯨革ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ノ皮革ノ種類別在庫數量ヲ地方長官ニ届出ヅベシ  
本則施行ノ際第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者ニシテ他ノ用途ニ轉用シ得ザル革ヲ所

第二章 皮革使用制限規則の解説

有スルモノハ本則施行後二月間ヲ限り地方長官ノ許可ヲ受ケ第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ヲ製造スルコトヲ得

### 第三章 皮革配給統制規則の解説

第一條 本則ニ於テ皮トハ牛、馬、羊又ハ豚ノ皮ヲ謂ヒ革トハ牛、馬、羊、豚、鯨又ハ鮫ノ皮ヲ稱シタルモノヲ謂フ

第二條 販賣ノ目的ヲ以テ牛、馬、羊又ハ豚ヲ屠殺シタル者ハ特別ノ事由ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ皮ヲ使用若ハ消費シ又ハ屠肉ニ付著シタル儘販賣スルコトヲ得ズ

第二條の主たる目的は、豚の皮が關西方面では肉と一緒に喰はれて居る例が非常に多いので、斯様な皮革資源の非常に望まれる際に、豚の皮を喰つて了ふと云ふことは甚だ適當ではないので、之を剝いで成るべく有用に使はうと云ふ趣旨で、家畜類を販賣の目的で屠殺した場合には必ず其の皮を剝いで使ふやうにしたものである(商工省解説)。

第三條 前條ニ掲グル者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ販賣シタル皮ノ種類別及取引先別數量ヲ地方長官ニ

#### 届出ツベシ

第四條 第二條ニ掲グル者ハ商工大臣ノ指定シタル販賣業者(以下販賣業者ト稱ス)又ハ地方長官ノ指定シタル仲買人(以下仲買人ト稱ス)以外ノ者ニ其ノ皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ

仲買人ハ販賣業者以外ノ者ニ皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ

今迄皮の取引と云ふものは色々な方法で行はれて居つて、皮の集り方がハッキリしないし、又必要の方面に皮が行くと云ふことが望まれないので、皮の取引系統を整理して牛馬羊豚を屠殺した場合には、其の皮を剝いで地方長官の指定した所の仲買人、或は商工大臣の指定した販賣業者に賣らなければならぬ。又仲買人は販賣業者に賣らなければならぬ。外の人に賣つてはいかぬ。途は二つしかない譯になる。直接に製革業者に賣ることは許されない。斯様な方法に依つて皮を全部商工大臣の指定した業者の所に集めるのである(商工省解説)。

第五條 商工大臣ノ指定シタル輸入業者(以下輸入業者ト稱ス)ニ非ザレバ皮ヲ輸入スルコトヲ得ズ

輸入の皮も商工大臣の指定した者でなければ輸入出来ぬとして輸入の系路を明にした。

第六條 販賣業者及輸入業者ハ豫メ毎月ノ皮ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベ

シ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

輸入の皮は商工大臣の指定した輸入業者が輸入し、内地の皮は商工大臣の指定した販賣業者の所に集る譯で、集つた皮の種類が分れば、第六條に依つて、販賣業者及輸入業者は毎月豫め其の月の皮の種類別及取引先別販賣數量を定めて、商工大臣の承認を経なければならぬ。即ち輸入業者に於ても販賣業者に於ても、牛何枚、馬何枚内地、集り、或は輸入されるとなると、其の賣先は一々商工大臣の承認を受けねばならぬ。即ち皮の販賣先及販賣條件を商工大臣の承認を受けて初めて賣ると云ふのである。是は個別に承認を受けるか、或は販賣業者輸入業者の各團體で纏めて承認を受けるかと云ふやうな方法に付ては別に規定はないが、運用方針としては、團體等をしてその承認を受けしめるやうにしたい。即ち本條に依つて内地に集つた皮及び輸入された皮は、國の使用に適當なりと考へる用途に向けられる譯である(商工省解説)。

第七條 製革業者ハ販賣業者及輸入業者以外ノ者ヨリ皮ヲ買受クルコトヲ得ズ

本條は前條と逆であつて、革を繰す業者は屠殺者や仲買人から直接に買ふことは出來ず、買先

は販賣業者か輸入業者だけであつて、此の兩者から買はねばならぬと云ふ譯である(商工省解説)。

第八條 製革業者ハ豫メ毎月ノ革ノ種類別及ビ取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

製革業者が作つた革を無暗に自由に販賣せしめず、之を必要な方に賣らす、若し靴の修繕用の革が必要なればさう云ふ方に賣らす、無論賣先は使用制限規則の方で定めて制限され居るが、此の間に於ても適當に役所の方で販賣先を指定するのである(商工省解説)。

第九條 販賣業者、輸入業者又ハ製革業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ商工大臣ノ指定シタル價格ヲ超ユル對價ヲ以テ皮革ヲ販賣スルコトヲ得ズ

本條は最高價格を決定して、それ以上の取引を禁止し、之に依つて輸出の振興にも資せんとするものである(商工省解説)。

第十條 販賣業者、輸入業者又ハ製革業者ハ皮革ノ販賣ニ當リ前條ノ價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ付シ他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲナスコトヲ得ズ

皮革製品については、物品販賣價格取締規則の物品指定があり、各道府縣で公定價格を告示し

てゐるが、その原料となる皮革については、この二つの條文によつて、全國一律の公定價格がある。皮革の現行公定價格は次の如くである。

第一 原皮

二 昭和十三年九月一日以降

(一) 内地産原皮

種別	單位	販賣價格	備考
牛 鹽 生 皮			
牡 大 牛 皮	貫	四・七五	
牡 輕 牛 皮	貫	四・六〇	
牝 大 牛 皮	枚	三・三七五	關皮ノ價格ハ上記價格ノ
牝 輕 牛 皮	枚	三・〇三五	七分引トス
中 牛 皮 牡	貫	三・八五	
中 牛 皮 牝	貫	三・八五	
小 牛 皮 (牡牝共)	枚	七・一五	
牛 生 皮	貫	三・五五	

牡 輕 牛 皮	一枚六貫二百匁以上九貫未滿ノモノ	貫	三・四五	關皮ノ價格ハ上記價格ノ
牝 大 牛 皮	一枚六貫以上ノモノ	枚	三・三七五	
牝 輕 牛 皮	一枚五貫以上六貫未滿ノモノ	枚	三・〇三五	七分引トス
中 牛 皮 (牡)	一枚二貫五百匁以上六貫二百匁未滿ノモノ	貫	二・九〇	
中 牛 皮 (牝)	一枚二貫五百匁以上五貫未滿ノモノ	貫	二・九〇	
小 牛 皮 (牡牝共)	一枚二貫五百匁未滿ノモノ	枚	七・一五	

馬 鹽 生 皮	坪	單位	販賣價格	備考
大 判 馬 皮	一枚四十坪以上ノモノ	坪	四・〇	平均坪數ニ坪當價格ヲ乘
中 判 馬 皮	一枚三十坪以上四十坪未滿ノモノ	坪	三・六	平均坪數ニ坪當價格ヲ乘
小 判 馬 皮	一枚三十坪未滿ノモノ	坪	三・三	平均坪數ニ坪當價格ヲ乘

羊 皮 (鹽生皮生皮共)	坪	單位	販賣價格	備考
緬 羊 皮		坪	二・五	平均坪數ニ坪當價格ヲ乘
山 羊 皮		坪	三・〇	平均坪數ニ坪當價格ヲ乘



第八講 皮革の制限

牝豚皮  
牝豚皮

買 買  
一・二五  
一七五  
關皮ヲ含ム

(二) 外地産原皮

朝鮮産牛鹽牛皮

種 別

單位 販賣價格

大牛皮	一枚二十五斤以上ノモノ	斤	一・二〇
中牛皮	一枚十五斤以上二十五斤未滿ノモノ	斤	一・一〇
小牛皮	一枚十五斤未滿ノモノ	斤	一・〇〇
臺灣産黄牛鹽牛皮			
大黃牛皮	一枚六貫六百匁以上ノモノ	貫	三・六〇
中黃牛皮	一枚六貫六百匁未滿ノモノ	貫	三・三〇
臺灣産水牛鹽牛皮			
大水牛皮	一枚九貫五百匁以上ノモノ	貫	四・二〇
中水牛皮	一枚七貫以上九貫五百匁未滿ノモノ	貫	三・六〇
小水牛皮	一枚七貫未滿ノモノ	貫	二・二〇
朝鮮及臺灣産豚鹽牛皮			

牝豚皮  
牝豚皮

買 買  
一・三〇  
一・八〇  
關皮ヲ含ム

第二成革

昭和十三年十二月一日以降

種 別	單位	販賣價格
牛底革	百斤	二一〇・〇〇
ベルティンダレザ(バット)	百斤	三五〇・〇〇
統革	百斤	二六〇・〇〇
馬靴甲革	坪	八五
豚靴甲革	坪	六五
鞍靴甲革	坪	七五
ローライスキ	坪	二〇〇
エプロンレザー	坪	二四〇

〔備考〕特殊ノ加工ヲ施シタルモノハ加工ノ程度ニ應ジ上記價格ヲ超ユルコトヲ得

第十一條 販賣業者、仲買人、輸入業者及製革業者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ賣買シタル皮革ノ種類別及取引先別數量ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第三章 皮革配給統制規則の解説

斯かる届出に依つて、販賣先、販賣条件、皮の所在箇所が大體に於いて明かにされ、無駄の方面に使はれて居らぬと云ふことが確認されるのである(商工省解説)。

第十二條 販賣業者、仲買人、輸入業者及製革業者ハ帳簿ヲ備ヘ皮革ノ買受及販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ

届出の義務が、果して守られて居るか否か、と云ふことを調べる場合の必要から、各業者は帳簿を備へて置いて皮革の買受及販賣に關する事實を記載して、斯かる註文によつて斯う買つて來たと云ふことを分明ならしめる爲めである。

## 第四章 皮革配給統制規則の運用方針

——皮革業者との懇談會における商工省事務官の答辯——

一 半製品の官廳への納品 市、警察署などの官公署と供給契約を結んで居る者があつて、其の一部分は既に出來て居り、一部は半製品、大部分は未着手のものとなふ場合、之を完納するに付ては矢張り官公署の證明書を以て地方長官の許可を必要とする。そして矢張り事實を認定して、

不必要と認めるものに付ては許可せられない。

二 スリツバ 「スリツバ」組合の中で子供の靴を拵へるものがあり、是は甲は羅紗で底は牛革だが、之は靴と解釋すべきである。

三 軍装品の意義 双眼鏡の「ケース」の如き軍装品でも軍人が各自に註文するものは使用制限を受ける、だから出征などで實際に軍装品で皮に限ると云ふ場合には、部隊長の證明を持つて來て初めてそれを軍装品と認めて許可するのである。

四 帽子の滑り皮 帽子の滑り皮は一つの滑り皮として完成されてあるので之を買つて直ぐに縫ひ付ける譯だが、大なり、小なり持つて居る「ストック」で之を帽子に付けるのは差支へない。また今(昭和十三年七月)持つて居る「ストック」でも二ヶ月以内に消化されるものは數量、種類は届けなくても宜い。二ヶ月後は改めて許可が必要である。

五 修繕用の意義 修繕用と云ふのは勿論常識で考へるより仕方がない。靴なら踵を附けるとか、甲革の修繕をするとか、「ベルト」に付ても同様に考へれば宜い。別に底革だけと云ふのではなす。

六 在庫品の種類別 在庫品の種類別は牛馬羊豚別、或はもつと詳しく着色したもの、然らざるものと云ふ程度に分けて欲しいが、其の單位の點に付ては其の物に従つてやつて戴きたい、一枚のもあらうし、切つたもので坪でやらなければならぬものもあらうし、又目方でやるのもあらう。取引をする時「キロ」でやつてるものは重さ、坪で計算してるものは坪で計算すると云つたことになると思ふ。

七 武道具の解釋 使用制限規則の第一條の一から七迄の間に武道具の名前が載つてないが、これは運動具と解釋する。又聯隊に納めて居るやうなものは制限を受けない。警察、學校方面に納める物は地方長官の許可を要する。劍術道具は革でなければならぬ部分が多いかも知れぬが、色々工夫されて、例へば牛革でなくとも豚の革でも宜いのだから、牛革を豚革に變へると云ふやうな努力をせねばならぬ。實際牛の革でなければならぬと云ふやうな所があれば、それは地方長官の方に願出られると云ふことなる。

八 セーム革 自動車の子拭用のセーム革は自由に販賣してよろしい。

九 太鼓の皮 太鼓も数が少ないから使用制限はしない。



第九講

ゴムの非常管理



## 第九講 ゴムの非常管理

### 第一章 ゴム使用制限規則の解説

ゴムは軍需資材として非常に重要であると同時に、交通、産業その他一般國民生活上にも亦必要缺くべからざるものであるが、残念ながら我が國には全然生産されず、總て輸入に依存してゐる状態である。

と云つて我々は現今の情勢からして、これを無制限に輸入する事は許されない。我々は輸入を極力制限しなければならぬが、一方、軍需への供給は十分にしなければならず、輸出振興の必要より輸出工業への供給も潤澤にしなければならぬ。

その爲には、この際、どうしても國內民需用ゴムの使用を制限しなければならなくなつたので、

商工省では、七月九日、輸出入品等臨時措置法により「ゴムノ使用制限ニ關スル件」「ゴム配給統制規則」「ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件」の三省令を公布、即日施行した。従つて違反者は輸出入品等臨時措置法により罰せられるわけである。

「ゴムノ使用制限ニ關スル件」は僅か一ヶ條で、その骨子は

(一) インディア・ラバー、パラ・ラバー、ラテックス、ジロトン、ベラタ、ガタパーチャ（以上はいづれもゴムの種類で、要するに、あらゆる種類のゴム）又は再生ゴムを使用して、次に掲げる物品又はその材料を製造する事が出来ない（省令第一項）。

(二) 但し軍の註文（軍より直接商工省に證明の送付あつたものニ通算）又は輸出註文（關東州、滿洲國又は中華民國向のものを除く）の場合、或は特別の事情により商工大臣の許可を受けた場合はこの限りではない（省令第一項但書）。

(三) 若しこの「但書」の許可を受けたいならば、その人が、製造せんとする物品又は材料に關係ある工業組合（又は工業組合聯合會）の組合員（又は所屬工業者）である場合は、その工業組合（又は工業組合聯合會）を経由して、商工大臣宛許可申請書を提出すればよい（省令第二項）。

といふにある。

### 禁制品目

- 一 總ゴム長靴
- 二 總ゴム短靴（雨靴、オーパーシューズ及豆靴ヲ含ム）
- 三 草履及下駄（鼻緒及爪革ヲ含ム）
- 四 スリツバ
- 五 手袋（醫療用ノモノヲ除ク）
- 六 衣服用ベルト（ゴムの革帶）
- 七 タイル
- 八 ラバリユーム（ゴムで造つたりノリウムの様な敷物）
- 九 手摺ベルト（エスカレーター等の手摺）
- 十 マット
- 十一 デスクシート（机敷き）

- 十二 家具用キヤツプ（椅子等の足の先に被せるもの）
- 十三 クツシヨンゴム
- 十四 ガーデンホース（水道ホース）
- 十五 ゴムバンド
- 十六 絲ゴム
- 十七 空気枕
- 十八 スポンヂ
- 十九 玩具
- 二十 廣告用氣球
- 二十一 海水浴用具
- 二十二 運動用具
- 二十三 チューインガム

## 第二章 ゴム靴販賣制限規則の解説

ゴム靴販賣制限規則も僅か一ヶ條の省令で、市場在荷のゴム靴買上を目的としその骨子は

- 一 小賣業者以外の者は（従つて、ゴム靴問屋及びゴム工業者等は「通牒」、總ゴム長靴、總ゴム短靴（雨靴、オーバースニーズ、豆靴を除く）をば、商工大臣の指定した者以外の者に販賣する事が出来ない（省令第一項）。
- 二 商工大臣の指定した者とは、日本護謨工業組合聯合會と東京ゴム靴卸商業組合の兩者の事である（告示）。
- 三 但し軍の注文又は輸出注文（關東州、滿洲國又は中華民國向のものを除く）である場合は、この限りでない（省令第一項但書）。
- 四 以上の規定により、商工大臣の指定したる者（即ち、日本護謨工業組合聯合會と東京ゴム靴卸商業組合）が買上げた所の總ゴム長靴又は總ゴム短靴を販賣せんとする時は、商工大臣

の許可を受けねばならない(省令第二項)。

要するに、本則には直接関係のない事ではあるが、護謨工聯とゴム靴卸商組合が買上げた靴は商工省で數量調査の上、どうしてもゴム靴を必要とする北洋漁業場漁夫、化學藥品使用工場労働者等に振り當てる事になつており、その方面の需要に當てるために商工大臣の許可制としたのである。

### 第三章 ゴム配給統制規則の解説

ゴム配給統制規則は全十二ヶ條で、ゴムの配給管理を目的としてゐる。右に述べたやうに、生ゴムの輸入については、強度の制限を加へ、ゴム使用制限規則で、不要不急の民需に極度の制限を加へたのであるから、輸入された生ゴムは必要な方面に効果的に且つ公正に配給しなければならぬ。その目的より制定されたのが、「ゴム配給統制規則」(昭和十三年七月九日)で、これは一口に言へば、生ゴムの配給に當り、切符(購入票)制度を實行する事を定めたものである。

その骨子は

- 一 本規則に於て、「ゴム」と言ふのは、インディア・ラバー、パラ・ラバー、ラテックス、ジロトン、メラタ、ガタパーチヤを言ふのであつて、これは要するに、我が國に輸入される殆ん總ての種類の生ゴム全部が、本規則の適用を受けるといふ事である(省令第一條)。
- 二 ゴムを輸入した者は、商工大臣の指定したもの以外の者の販賣してはならない(省令第二條)。
- 三 商工大臣の指定したものと云ふのは、日本護謨輸入組合、東京ゴム原料卸商業組合、大阪生護謨卸商業組合、神戸護謨原料卸商業組合の四つを言ふので、今後この四者を配給機關と稱する(商工省告示)。

- 四 ゴムを原料又は材料とする物品を製造又は加工する業者(即ち、工業者)は、商工大臣又は商工大臣の指定した團體(統制團體)から、製造加工用途別に生ゴムの割當てを受けるのであるが、工業者は、用途別に割當てられた數量を超過して、その用途にゴムを使用してはならない(省令第三條)。



- 五 この言ふ「商工大臣の指定した團體」とは、ゴム統制團體即ち日本護謨工業組合聯合會の事である(商工省告示)。
- 六 但し、輸出品(關東州、滿洲國、中華民國に輸出するものを除く)又は輸出品の原料、材料を製造したり加工したりする爲に使用する場合はこの限りでない(省令第三條但書)。
- 七 なお統制團體即ち護謨工聯は前記の規定により、工業者に割當てたゴムの用途別總數量に付き、商工大臣の承認を受けねばならぬ(省令第三條)。
- 八 以上の如き第三條の規定によつて、工業者に生ゴムの割當てをした時は、割當てを受けた者に對し、割當數量に相當するゴム購入票を交付する(省令第四條)。
- 九 また統制團體(護謨工聯)が工業者に對して割當てるゴムの割當數量(委託による製造又は加工の爲使用するゴムの割當數量を除く)及び工業者が輸出品又はその原料、材料の製造加工の爲使用するゴムの數量に相當するゴム購入票を交付しなければならぬ(省令第四條第一項)。

一〇、なほゴム購入票の様式については、商工大臣より交付するものは一定の様式があるが、統制團體から交付する購入票も、商工大臣の承認を受けねばならぬ(省令第四條第二項)。これは、購入票の偽造を防止するためである。

- 一一 工業者は、ゴム購入票と引換へでなければ、ゴムを購入する事が出来ない(省令第五條)。
- 一二 配給機關(日本護謨輸入組合、東京ゴム原料卸商業組合、大阪生護謨卸組合、神戸護謨原料卸商業組合の四組合)は、ゴム購入票と引換へでなければ、ゴム工業者にゴムを賣つてはならない(省令第六條第一項)。
- 一三 また配給機關は、工業者から、ゴム購入票と引換へにゴム購入の申込みがあつた時は、正常な理由(例へば、ゴムの無い場合、或は購入票に不正のあつた場合等)がない場合は、販賣を拒否する事が出来ない(省令第六條第二項)。
- 一四 工業者は、ゴム購入票と引換へに買入れたゴムを、他人に讓渡する事が出来ない(省令第七條)。
- 一五 工業者が、輸出品の原料、若くは材料としてゴムを使用して製造又は加工した物品を讓渡した場合、讓渡された者は之を、本邦、關東州、滿洲國、中華民國での消費用に販賣する

事は出来ぬ(第八條)。

一六 工業者は、毎月十日までに、前月中に購入票と引換へ買受けたゴムの數量を、買受先別及び種類別に、商工大臣又は統制團體(護謨工聯)に報告しなければならぬ。この場合商工大臣から購入票を交付された者は商工大臣に、統制團體から購入票を受けたものは統制團體に報告すべきものである事は當然である(省令第九條第一項)。

一七 工業者が、自分で輸入したゴムを使用した場合にも、その種類別使用數量を報告しなければならぬのは、前項と同様である(省令第九條第二項)。

一八 配給機關(日本護謨輸入組合、東京ゴム原料卸商業組合、大阪生護謨卸商業組合、神戸護謨原料卸商業組合)は、毎月十日までに前月に引換へたゴム購入票を、商工大臣又は之を交付した統制團體(護謨工聯)に提出しなければならない。工業者が、自分で輸入したゴムを使用した場合も、その使用數量に相當するゴム購入券を、商工大臣又は統制團體に提出しなければならない(省令第十條)。

なほ、工業者が自身で生ゴムを輸入した場合に於ても、そのゴムの使用數量は商工大臣又は

統制團體から割當てられるのであつて、その割當てと同時に購入票を貰ふのである。従つて、この場合は工業家に交付された購入票は、配給機關からゴムを買受けるためのものではない、たと使用數量を割當てられた事を示すに過ぎないのであつて、工業家は自分自身で輸入したゴムと雖も、購入票に相當する數量以上に使用してはならず、また配給機關以外の者へ賣つてはならないのである。だから、購入票の示す數量と、工業者のゴム使用數量とは一致するわけである。

一九 工業者及び配給機關は帳簿を備へ、ゴム輸入業者から買受けたゴムの種類、數量、買受月日、工業者に販賣したゴムの種類、數量、販賣月日等、買受及び販賣に関する事實を記載しなければならぬ(省令第十一條)。

二〇 工業者は、その製造又は加工した製品の數量及び原料又は材料について、商工大臣又は統制團體の検査を受けねばならぬ(省令第十二條)。

### 圓ブロック

我國の紙幣即ち圓と、この圓にリンクしてゐる紙幣、つまり圓系の紙幣の流通する地域を、一ブロックとして見るとき、これが圓ブロックである。

戦時體制下の我國では、戦争用諸物資の輸入力を高めるために、大いに輸出の振興に盡さねばならぬのであるが、それは輸出によつて、海外支拂手段たる金を獲得するためである。

然るに折角輸出をしても、金の獲得にならない地域がある。それは圓ブロック内への輸出である。つまり關東州、滿洲國、中華民國への輸出は、それが圓ブロック内であるために、圓または圓系紙幣こそ受けとれるが、金の獲得には少しもならず、こゝへ輸出することは、國內で消費するのと少しも變りがない。

そこで、物資制限の諸法令は、いづれも輸出品に

ついては除外例を設けてはゐるが、然しその輸出品中には、これら圓ブロック内への輸出を認めないこととしてゐる。このほか圓ブロックへの輸出には、各種の制限が、加へられてゐるのである。



第十講

米松と洋紙の制限



## 第十講 米松と洋紙の制限

### 第一章 米松販賣取締規則

米松を含めて木材は、昭和十二年商工省令臨時輸出入許可規則が制定され、棉花、羊毛と同じ甲號物品に指定されて眞先にその輸入を制限された。木材の輸入高は八百萬石・六千四百萬圓（昭和十二年度）で、パルプや生ゴムにつぐ重要物資である。而も輸入木材中、米材が一ヶ年三百三十萬石（同十二年度）に達して、全體の約四割一分を占めてゐる。従つて改訂物資動員計畫は、米材即米松の輸入を大幅にカットしなければならない。果然昭和十三年七月九日商工省令を以て「米松販賣取締規則」を發布、即日實施されることになつた。これは米松が兵舎、橋梁、工場等の築造に缺くべからざる資材であり、これらは國産材では到底代替出來ない關係上、一方その輸入を

制限して物動計畫の圓滑なる遂行に資すると共に、軍需及び生産力擴充資材としての米松の供給を確保するため現在のストックについて強力な販賣統制をなし民需向を極力押へ、その販賣を禁止的制限したわけである。

米松販賣取締規則は全文僅かに四ヶ條で左の要項のものである。

一 米松（長さ二米以下のものを除く）は商工大臣の許可なしでは絶対にこれを販賣することは出来ない。但し官廳の註文はこの限りでない。こゝに云ふ「販賣」には同規則施行前に出来た契約による引渡しを含んでゐる（第一條）。

二 米松販賣の許可を受けんとするものは、許可申請書を商工大臣に提出せねばならぬ。同申請書には左の事項を記載するを要する。

(イ) 買受人及び使用者の氏名、名稱及びその住所

(ロ) 用途

(ハ) 種類別數量と價格

(ニ) 引渡豫定の時期

(ホ) 使用者が請負人なる時には、その註文者の氏名名稱及びその住所

(ヘ) 買受後に製材するときは、その製材者の氏名・名稱及びその住所、また前項の許可申請者には使用者が連署しなければならぬ（第二條）。

三 米松の使用は商工大臣の許可なしでは、提出した許可申請書に記載した用途以外の用途にその米松を使用することは出来ない（第三條）。

四 米松の販賣業者は毎月十日までに前月中の種類別・取引先別・販賣及び購買數量並に前月末現在の種類別・在庫數量を商工大臣に届出でねばならぬ（第四條）。

## 第二章 新聞用紙に對する處分命令

紙や人絹や人織の原料たるパルプは、國産と輸入で賄つてゐるが、その大體の割合は製紙用が略一〇〇パーセント國産で、人絹・人織用が、八〇パーセント輸入となつてゐる。

紙は高級品・新聞紙等の特殊品を除き、ほとゞ自給自足の域に達してゐるが、輸入新聞用紙約六

萬トンは、支那事變に際し、パルプ供給不足の現状に鑑み全部削除しようとする。商工省では昭和十三年八月十二日附を以て王子製紙及び北越製紙の兩社に對し左の如き臨時措置法に基く處分命令及び物資調整局次長の依命通牒を發し、九月一日以降月使用數量一千連（新聞紙四頁約五千枚分）を超える新聞社に對し一割二分の使用節約を求むることとした。

一 昭和十三年七月から十四年六月までの期間（本期）の用紙供給數量は、十二年七月から十三年六月までの期間（前期）の供給數量の百分の八十八に相當する數量を超えることは出来ない。但し商工大臣の指示した場合や特別の事情により商工大臣の承認をうけた場合はこの限りでない（臨時輸出入品等措置法に基く商工大臣の處分命令）。

二 新聞用紙の使用制限に關する處分命令の實行方については新聞用巻取紙供給の各關係販賣店を統制し、次の如く用紙の供給をする。

（イ） 本期に於ける新聞用巻取紙の供給數量は、一應前期の供給數量を以て基準消費高としその百分の八十八以内とするが、七、八兩月を通じ前期供給數量の十二分の二まで供給するも差支へない。即ち昭和十三年九月以降は斷乎として命令通り實行する。

（ロ） 前期に於て輸入紙を使用したもの、他人に轉買したもの、または他人から轉賣したものについては、前期に於ける實際消費量を斟酌してその基準消費量を決定する。

（ハ） 前期の消費量一萬二千連を超えないものに對しては、その範圍に於いて供給する、また前期の消費量一萬二千連を超えるもので、その百分の八十八に相當する數量が一萬二千連に達しないものには一萬二千連まで供給することが出来る（竹内物資調整局次長依命通牒）。尙ほ新聞用紙の一割二分減の外に、雜誌類に對し二割の用紙節約を斷行することになつてゐる。

## 番 手

綿糸を呼ぶのには、普通番手 (Counts) をもつてする。即ち二十番手とか、三十二番手とかいふ如くである。この番手は綿糸の太さを表はす言葉であるが、これには英國式の番手と大陸式の番手とある。我國の番手は、英國式によるものである。

英國式の番手では、一総 (糸の長さ八百四十碼) の重量一封度 (百二十匁) のものを一番手としてゐる。糸が細くなり、一封度にふくまるゝ総の数が多くなるに従つて、番手が重つてゆく。即ち十総で一封度のものは、十番手といふ風に、総の數と、共に番手も進む。ゆゑに番手の重なるに従つて、糸が細くなると同時に、長さも長くなるわけである。百番手の糸は、八百四十碼の百倍、即ち八萬四千碼の長さを有することとなる。

なほ二子糸の場合は、その糸を構成する單糸の番

手で呼ぶ。即ち六十番手二子糸といへば、六十番手の糸二本を撚り合せた糸を意味し、糸の太さにおいては、三十番手の單糸と略々同じ位のものである。

デニール 人絹や生糸の織度の云ひ表はし方はデニールである。長さ四百五十米にて、重量〇・〇五瓦あるもの、即ち九〇〇〇米にて一瓦あるものを、一デニールといふ。一〇〇デニールといへば、糸の長さ九〇〇〇米で重量が一〇〇瓦あるわけである。





第十一講

綿業統制の解説



## 第十一講 綿業統制の解説

### 第一章 綿業統制の足どり

一 棉花相場の波瀾と取引の休止 満洲事變以來軍需豫算の老固化に伴つて、軍需資材及軍部關係を主とする國內生産力増大のための資材輸入は激増してゐたが、此の傾向は昭和十二年に入つて益々濃化し輸入制限見越しで十二年度七月既に入超七億を突破した。このため政府は爲替水準の維持、國際收支の適合と言ふ至上命令を守り、不要不急品の輸入制限のみならず、遂に重要輸出品原料たる棉花羊毛等にも或る程度の輸入制限を斷行するの止むなきに至つた。

十一年九月より十二年八月迄の棉花輸入年度に於ける棉花の輸入は、前年度に比すると、五百十二萬五千俵と二五%の輸入増加を見てゐたにも拘はらず、棉花手當難、先き高見越しのため、

既に六月二十五日の三品綿に當限は採算原價を優に四十圓上廻ると言ふ高騰振りを示してゐた。八月末の三品棉花相場も十月積の輸入採算五十七圓三十四錢に對し、十月限は六十七圓八十五錢（後場三節）と十圓方上廻つてゐた。斯かる相場の波瀾を抑へるため、先づ商工省では昭和十二年八月二十五日取引所代表を招致して九月一日發會の三月限以降の棉花取引を休止せしめるの措置を取つた。

二 綿絲の最高價格を決定す 又政府は、事變勃發以來、國際收支適合のための輸入制限、輸入物資の需給調整及び配給價格統制のための廣範圍の授權立法制定の考究中であつたが、愈々九月十日「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件」を公布、即日施行すると共に、十月十一日商工省令として臨時輸出入許可規則を制定し、茲に至り纖維關係では實綿・繰綿・黃麻及アベカフアイバー・羊毛・山羊毛及駱駝毛・纖維素バルブを輸入せんとするものは商工大臣の許可を受けしめることとした。

又上述の如き棉花綿絲の價格昂騰を抑へるために商工省では九月十五日津田、庄司、高島、伊藤藤忠の紡聯代表者を、又九月二十一日綿工聯、メリヤス工聯の各代表者を招致し、綿絲の最高價

格設定に付き諒解を求め、自主的に業者側で決定せしめ之を政府が承認することとした。

三 綿業調整計畫の要綱 九月二十六日棉花の輸入減に對應して紡聯の操短率五分を擴張することとなつたが、此の結果十月から十二月迄は三割二分四厘となり、更に十三年一月は十二年度平均操短率二割六分二厘に一割を擴張し三割六分二厘とした。

又棉花輸入方法、綿絲布最高價格設定等の非常時綿業對策を樹立すべき新機關として綿業委員會を組織し、關、加藤、中村、豊島、三輪の五氏を委員に任命した。

越えて十月二十三日次の如き綿業調整計畫の要綱を決定發表した。

- 一 棉花の輸入數量を差し當り百五萬ピクル程度とす。従つて綿絲は大體三十萬捆に減少する。右は國內需要を節約し輸出は少くとも現状を維持する。
- 二 國內に於ける棉花の消費を押へるため、從價一割程度の棉花統制料を徵收すると共に輸出綿製品に就いては之を拂ひ戻す。
- 三 綿絲、綿織物の市中取引相場の高騰を抑制するため、毎土曜日最高標準價格を決定發表し棉花綿絲の清算取引にも適用する。

次いで二十四日、最高価格は

(甲) 綿絲金魚標二十番手一捆二百三十圓、受渡月十三年一月限二圓。基準、紐育定期十二月限大引八仙三〇。十ポイント變動毎に一捆に付一圓五十錢。

(乙) 棉花ストリストミドリリング 八分の七吋ステープル。一擔<sup>ピク</sup>五十二圓。受渡月十三年一月及二月 基準、紐育定期十二月限大引八仙三〇。五ポイント變動毎に一擔に付二十五錢。更に十一月に入つて三十萬捆綿絲の配給統制を実施せんとし、之が割當の基準は過去の綿絲消費實績に依ることとなつたので、綿工聯では各組合に實績届出を通牒した。又商工省も各配給機關に割當基準調査を命じた。

又十一月二十六日には綿布(ジンス及縞三綾)に就いてもそれぞれ一反四圓四十錢、四圓十錢と最高價格が決定發賣された。

一方紡聯では十月以降操短率を擴張せるにも拘はらず、實際上の生産は増加すると言ふ皮肉な現象を呈したに鑑み、十二月よりは生産割當を行ふことになり、總生産數量を二十七萬五千捆とし、各社は過去の實績に依り基準生産割當をなし、一捆當り棉花消費量に乗じたもの以上の棉花

の使用を禁止した。

## 第二章 ス・フ混用から純綿内地流入防止へ

一 ス・フ強制混用 次いで曩きに羊毛輸入制限に對應するため、羊毛にス・フを強制混用せしめた商工省では、更に綿絲の國內消費を四割乃至五割節約せんとする必要上綿絲及綿布にス・フを混用せしめることとなり、次の如き要綱の省令を昭和十二年十二月二十七日公布した。

之に依り内地向綿絲の種類を四、六、八、十、十二、十四、十六、二十、三十、三十二、四十、四十四、六十、八十の十四番手に限定すると共に、ス・フを混用せる綿製品を明瞭たらしめたるめ、綿メリヤスには<sup>㊦</sup>印を付し綿織物には兩耳へ青絲を織込ませることとした。

尙本省令は十三年二月一日より施行することとし(四)の許可制のみは一月一日から施行した。

### 二 規則要綱

一 綿絲に付いては輸出品、輸出品の原料又は材料に使ふるもの及特別の事情あるものを除き

其の太さを一定し且つ之に重量割合に於いて三割以上のス・フ其の他の綿又は毛に非ざる纖維を混用すること

二 綿織物又は綿メリヤスに就いては、輸出品、輸出品の原料又は材料に用ふるものを除き、之に重量割合に於いて三割以上のス・フ其の他の綿又は毛に非らざる纖維を混用せしめ、混用したる製品には一定の標識を付せしめること

三 輸出品として製造したる綿絲及綿織物若くは綿メリヤス又は輸出品の原料又は材料に用ふるものとして製造したる綿絲綿織物又は綿メリヤスを、國內に轉用せんとする場合は、豫め地方長官の許可を受けしめること

四 本則施行前に製造したる純綿廣巾織物は之を可決的に輸出せしめるため國內に轉用する場合は豫め地方長官の許可を受けしめること

然るに之まで値段のみを押へ配給を統制しなかつたため、原棉不足から紡績屋綿絲商は綿絲の賣り惜みをやり、最高價格での販賣を肯んせず、適用限外のものとの組み合わせ賣買等の脱法行爲續出し、最高價格制は在つてもなきが如き有様であつた。

又ス・フ混用規則に依り廣巾物の内地轉用は禁止されてゐるにも拘はらず、内地高値のため内地へ賣り、従つて輸出も不振を續けるに至つた。

### 三 内地向綿絲の配給統制

斯かる實情に鑑み之が對策として政府は、十三年一月十九日次の如き内地向綿絲の配給統制案を決定した(輸出向綿絲の配給統制は紡聯の反對で中止となる)。

- (一) 綿業調整協議會(官民の協議會)を設立す
- (二) 右委員會で三ヶ月先きの綿絲の生産計畫を番手別數量別に決定す
- (三) 輸出向に用ひられる綿絲に付いては紡聯の自家用と市販用を區別す
- (四) 内地向綿絲に付いては綿絲を使用する工業組會聯合會をして協議會を組織せしめ綿絲の配給數量を具體的に割り當て切符制を實施す

尙一月中旬決定した二月に於ける紡聯の綿絲生産豫定數量は純綿絲二十萬五千捆、混紡用綿絲(純綿絲換算)五萬二千捆で之に使用する棉花も既に九十萬ピクルに減少してゐた。

四 混用規則の改正 しかし一月十八日、混紡綿絲に、最高價格を設定した、二月に入り輸出

向綿布の内地流入は益々激しく、一月末輸出向純綿布滞貨約二十萬反の約七割見當も流入するといふ有様なので、二月十日ス・フ混用規則を改正し、附則に『一月三十一日以前の製造に係る幅四十五糎を越へる綿織物にしてス・フを混用しないものを國內消費に充てんとする時は地方長官の許可を受けること』となつてゐたのを改正し、此の許可を受けたものでも、卸賣業者は四月一日以後、小賣業者は七月以降販賣することが出来ぬこととした。

また二月十二日、纖維工業設備新增設許可制を公布して資金調整法（十萬圓以上の新增設に適用）の取締りに洩れた不必要な纖維工業設備の増設を抑へることとなつた。

商工省では二月十三日に至り第二回綿業調整協議會を開いて三月分の綿絲の生産數量を次の如く決定した。

- 一、輸出向、純綿絲（輸出綿絲も含む） 一七五、〇〇〇梱
- 一、内地向品用綿絲純綿絲 三〇、〇〇〇梱
- 混紡絲 七八、七五〇梱

また二月十七日、小巾木綿の最高價格を決定した。

知多晒（東三） 一圓十錢、（卸賣） 一圓二十五錢（小賣）

五 純綿布の内地流入防止 しかし輸出向純綿布の滔々たる内地流入は輸出不振といふ頗る憂慮すべき結果を生じて來たので、紡聯、綿絲元賣商聯、日本綿工聯、綿織物卸商聯、綿絲布輸聯綿絲取引所（大阪・東京・名古屋）の六團體は純綿絲綿布製品の内地流入阻止のための協議會を開き、全文二十條より成る申し合せをなし、各團體責任を以て取締りに當ることとなつたが、效果は依然として擧らぬため、商工省では三月一日より内地向綿絲配給統制規則を公布して法律的な切符制を實施し、各團體或は地方長官に於いて割當たる以上の綿絲の使用及購入を禁止すると共に、一方綿絲販賣業者も割當票と引き換へに非ざれば綿絲を販賣し得ざる旨を規定した。

四月に入つてからは十三日に五月分生産綿絲を

輸出向 一七五、〇〇〇梱

内地向（混七八、七五〇、純四〇、四八五）

と決定し、二十八日、輸出向純綿絲にも割當制實施（五月分より）決定更に五月に入つては、十八日綿絲最高價格の番手擴張が行はれたが五月二十日には愈々從來の自治的綿絲最高價格制に代

るべき綿糸販賣取締規則が公布されるに至つた。

六 綿需給調整協議會の設立 又ス・フ及ス・フ糸販賣價格取締規則、ス・フ糸の番手制限に關する省令も次いで六月十五日公布された。同時に從來の自治的な綿業調整協議會に代つて措置法に基づく需給調整協議會令に依る法的な綿需給調整協議會が設立されて綿業部門に於ける生産配給價格等を一貫的に統制することとなつた。

然し要するに之まで述べた政府の統制の結果は純綿の内地流入と言ふ脱法行爲の續出と綿布輸出の減少を招來したのみで失敗に歸したので、愈昭和十三年七月一日より輸出綿製品配給統制規則に依る綿業リンク制及綿製品の製造制限、加工制限、販賣制限の三省令に依る綿の非常管理を斷行することとなつたわけである。

### 第三章 綿の「非常管理」の骨子

一 綿の非常管理令發布さる 政府は昭和十二年十二月に商工省令綿製品ステープルファイバ

一等混用規則を制定し、同十三年二月一日から（一部の規定は一月一日から）、これを施行して、國內用の綿製品（綿絲、綿織物及び綿莫大小）には原則として重量割合で三割以上のステープルファイバーその他の綿又は毛でない纖維を混用させ、ある程度國內用の棉花使用を制限してゐたのであるが、支那事變の進展に伴ひ、軍需以外の物資の輸入は極度にこれを制限し、出来る限りその國內消費を抑制することになつたので、棉花についてもこの際、斷然國內向の使用を原則として禁止することにし、これがために昭和十三年六月二十九日に「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」(商工省令第三七號)「綿製品ノ加工制限ニ關スル件」(商工省令第三八號)「綿製品ノ販賣制限ニ關スル件」(商工省令第三九號)及び「纖維製品取賣價格取締規則」(商工省令第三六號)の四つの商工省令(所謂綿の「非常管理令」)が公布され、即日施行されたのである。

二 綿製品の製造制限 第一の綿製品ノ製造制限ニ關スル件であるが、この省令に依つて、綿絲、綿織物又は綿莫大小は純綿品であると、ステープルファイバーを混用したものであるとを問はず、輸出品や輸出品の原材料に用ひるものを除く外は一切製造が出来ないことになつたのである(關東州、滿洲國、支那の所謂圓プロツク内は輸出として扱はれない。以下の場合も同様であ

る。しかし、軍需品であるとか、或ひは又縫糸とか、漁船用帆布とか、ガーズとか、洋傘用布とか、軍手とかいふやうな、どうしても綿でなければ工合の悪い特殊の製品については所謂特免品として、地方長官の許可を受けて製造が出来ることになつてゐる。

**三 綿製品の販賣制限** 第二の綿製品ノ販賣制限ニ關スル件は、綿糸、綿織物又は綿莫大小は小賣を除く外、商工大臣の指定した者以外の者に賣つてはいけないといふことを規定してゐる。但し輸出品や輸出品の原材料に用ひるものとか、軍需品や特免品は除外されてゐる。この販賣制限は要するに當時市場に在つたストック品に對する措置として行はれたものであつて、商工大臣の指定する團體（大日本紡績聯合會外六團體が指定されてゐる）にこのストック品を買上げさせて、將來これを綿製品のどうしても必要な方面、例へば農山漁村であるとか工場の労働者であるとかいふやうな方面へ振り向けさせやうといふのである。

**四 綿製品の加工制限** 第三の綿製品ノ加工制限ニ關スル件は、この市場ストック品の買上をする必要上定められたのである。之は本令施行後一ヶ月間は、綿糸、綿織物及び綿莫大小については染、晒、裁斷その他の加工をしてはいけないといふことを規定してゐる。これも亦輸出品又

は輸出品の原材料に用ひるものとか軍需品や特免品は除外されてゐる。即ち販賣制限に依つて現在市場に在るストック品を買上げ、これを將來最も適切な用途へ向けやうとするのであるから、その加工をこれと無關係にどしどし行はれてしまつては、折角の買上の目的が達成されないので、この省令で加工の停止を行つてゐるのである。

右の一ヶ月の期間は同年七月二十八日を以て満了したのであるが、七月二十九日に商工省令第七十號が公布され、右期間後も農山漁村や工場労働者向の特定のものについてはその加工につき地方長官の許可を受けさせることにし、その目的通りの加工が行はれるやうに監督することになつた。

**五 織維製品販賣價格の取締** 織維製品販賣價格取締規則は以上のやうに綿製品の製造や販賣が原則として止められる結果、市場に在るこれらの品物とその競争品である人絹、ステープルファイバー、羊毛等の製品の値上りを招く虞れがあるので、之を防止するため設けられたもので、この規則の施行の前日即ち六月二十八日の販賣價格以上の値段でこれらの品物を賣ることを禁止したのである。これは取敢へず販賣價格の引上を禁じたものであつて、決して現在の値段を以て



適正なものと認めたのではない。従つて場合に依つては後に値段の引下をも命じ得ることになつてゐる。但しこの規則の内容は七月二十八日に至り物品販賣価格取締規則中に併合され、更に商工大臣又は地方長官がこれ等の纖維製品について公定価格をも定めることになつた。

六 制限の一部解除 以上が六月二十九日に公布施行された四つの商工省令の要旨であるが、七月二十一日に至り、綿製品の販賣及び加工の制限を一部解除する商工省令（昭和一三年商工省令第六二號）が公布され綿絲、綿織物又は綿莫大小は、農山漁村や工場労働者に適する特定のものを除き、地方長官の許可を受けてその販賣又は加工をすることが出来るやうにしたが、これは別段綿製品の需給調整に關する政府の方針を緩和したのではなく、たゞ前記の如く一旦棚上げをさせた市場ストツク品の配給方法を定めたものに過ぎないので、農山漁村や、工場労働者に不適當なものは、地方長官の監督の下に一般販賣業者を通じて徐々にこれを市場に賣出すことを定めたのである。

#### 第四章 綿製品の配給統制の骨子

一 切符制度の配給 綿製品の配給統制については、さきに綿絲配給統制規則（商工省令）が制定され、工業者は地方長官又は商工大臣の指定した團體（現在大日本紡績聯合會外十七團體が指定されてゐる）が割當てた數量以上の綿絲を使用することが出来ない——即ち工業者は地方長官やこれらの團體が發行した割當票（切符）と引換へでなければ、綿絲を買受けることが出来ないことになつてゐる。

二 輸出綿製品配給統制規則 輸出綿製品については所謂リンク制の實施に依りその製造に必要な原料棉花の輸入を認め、その供給の圓滑を圖つてゐるが、なほその原料や製品原料の内地流入を完全に阻止するために輸出綿製品配給統制規則（昭和一三年六月三〇日商工省令第四〇號）が制定され輸出向の綿絲や綿織物については特定の製造業者（大日本紡績株式會社外七十四の紡績會社が指定されてゐる）或ひは又、その委託を受けた賃織業者以外の者は、その製造が出来ないことになつて居り、その製品はそれ／＼一定の徑路を経てのみ賣買され、必ず輸出品となつて海外に出て行くやうな仕組になつてゐる。

三 販賣價格の制限 綿絲に就ては別に物品販賣價格取締規則（商工省令、二七頁參照）があつて

一定の種類の特許については商工大臣の定めた公定価格を超えて販賣することを禁ぜられ、又一定の限月以上の先物取引も制限され、棉花の供給不足に伴ふ綿糸の不当な価格の騰貴を防止してゐる。

なほ綿業については、輸出入品等に関する臨時措置に関する法律の規定に依り棉花の輸入業者綿製品の生産業者、販賣業者、輸出業者等の團體を網羅した「綿需給調整協議會」が組織され、綿糸の生産計畫その他棉花及び綿製品の需給調整に關し必要な事項を協議決定し、商工省と協力して業界の統制に遺憾無きを期してゐる。

## 第五章 綿製品の製造制限の解説

一 立法理由 綿製品の製造制限に関する件（商工省令）は、昭和十三年十二月二十七日附を以て公布され昭和十三年二月一日より施行された綿製品ステープルファイバー等混用規則の轉身したものであつて、従來は國內用綿製品に付てはステープルファイバー其の他の纖維を混用した物

を綿製品の代用として製造し又使用せしめて來たのであるが、戦争の遂行の爲に軍需以外の物資の輸入は極度に之を制限し、出來る限り其の國內消費を抑制することとなつた結果、他纖維の混用と云ふ程度に依つて賄つて來た綿製品の供給は、之をステープルファイバーのみの物を以て代替するの已むなきに至つたのである。

而して何故ステープルファイバーを以て代用することとしたかと云ふと、其の原料たるパルプは大部分棉花同様に輸入品ではあるけれども、昨年以來國內に未だ相當多量のストックが有り、國産も次第に増産されて來た爲、新規の輸入を全然中止しても尙相當代用品として使用し得るだけの數量を豫定し得る状態に在るからであつて、今後は主として此のステープルファイバー製品を綿製品の代用品と爲し、更に不足の部分に付ては絹、人絹等の製品を以て補ふ以外に致し方が無いのである、其處で従來發令されて居つた綿製品ステープルファイバー等混用規則を廢止し、上述の趣旨に依り綿製品の製造制限に關する件を公布施行した。同省令は僅か一條で、その内容は

### 二（省令） 綿製品ノ製造制限ニ關スル件（昭和一三年六月二九日商工省令第三七號）

綿糸、綿織物又ハ綿莫大小ハ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）及

輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外之ヲ製造スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム

綿製品ステープルファイバー等混用規則ハ之ヲ廢止ス

綿製品ステープルファイバー等混用規則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物及同則附則第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル綿織物ハ同則附則第三項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタルモノヲ除クノ外卸賣業者ニ在リテハ本令施行後、小賣業者ニ在リテハ昭和十三年七月一日以後本邦・關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

三 第一項の解釋 第一項は綿絲、綿織物綿莫大小は——輸出品即ち綿絲、綿織物又は綿莫大小の形に於て其の儘輸出されるものと、輸出品の原料又は材料に用ふるもの、即ち絲に付ては紐であるとか、網、綱であるとか、總べて綿絲に加工を加へた製品、織物に付いてハンカチーフであるとか、シャツ、カラーの様なものであるとか、衣類であるとか云ふ所謂布帛製品、又莫大小に付てはシャツ、ズボンの様な製品として輸出されるもの、原材料に使用されるものを除いては——其の製造を爲し得ない旨を規定したものであつて、之に但書を附して國內用のものと雖も軍需品であるとか、所謂生産資材に用ふるものであるとか、用途上如何にしても純綿物か混紡物で

なくては到底役に立たぬと云ふものに付て除外例を設けてある(商工省解説に據る)。

四 綿絲、綿織物、莫大小の定義 第一項に於て云ふ綿絲、綿織物綿莫大小の範圍は商工次官名を以て關係方面に「各種織物ノ纖維別種類ニ關スル件」として通牒した所謂絲、織物の定義に據る(同右)。

A 綿絲——とは純綿絲の外混紡量綿が最も多き絲を云ふのであつて、尤も毛が混紡されて居る場合に其の毛の混紡量が總量の三分の一以上のときは假令綿の混紡量の方が多くても之は毛絲であつて綿絲とは言はない。尙毛、絹、麻、ステープルファイバー等ノ綿の混紡絲で其の混紡量が各纖維に付同一の場合は何れも綿絲とは稱さないで、毛絲、絹絲、麻絲又はステープルファイバー絲となる。

B 綿織物——とは綿絲のみを以て製織したものの外、交織物であつて總經緯絲數の中綿絲の數が最も多き織物を言ふ。尤も毛絲か絹絲が交織されて居る場合に毛絲か絹絲の數が總經緯絲數の三分の一以上を占めて居るときは、假令綿絲の數が之より多くても綿織物とは言はず或は毛織物或は絹織物と稱する。尙毛絲、絹絲、麻絲、人造絹絲、ステープ

ルファイバー絲等と綿絲との交織物で其の交織した絲數が同一の場合は何れも綿織物とは言はない。

C 莫大小——に付ては織物の如く厳格な取扱を爲すことなく、大部分綿絲を以て編立てられて居るものを綿莫大小と言ふと解釋して差支ない。従つて毛、絹、人絹等を相當に使用してあり、一見如何にしても綿製とは見られぬ様なものは假令綿絲を過半數使用してあつても綿莫大小ではない事勿論であつて、唯縞に人絹を入れたもの等他の纖維は裝飾的に使用してあるに過ぎない様なものゝみを綿莫大小と稱する。

五 ス・フ混用物 第二項の規定に依つて綿絲、綿織物、綿莫大小にはステープルファイバーを混用したものを含むことになつて居るので、以上の諸定義に拘らず、ステープルファイバーと綿の混用物に付ては何れも之を綿絲、綿織物又は綿莫大小と見做し、ステープルファイバーのみに付ては本省令に於て特別の扱をして居る(同右)。

六 綿絲等の意義 尙此の綿絲、綿織物、綿莫大小とは如何なる程度のもの迄を指稱するかと云ふ問題であるが次に出て来る省令にも同様の言葉が度々繰返されて居るから便宜上此處に纏め

て説明して置く。

綿絲とは、生綿絲、染晒絲、撚絲、落綿絲、水車紡絲等、總べての所謂綿絲を總稱して居るのであつて、紐其の他綿絲と稱しない方が適當である様なものは包含されない。綿織物とは、織物の形態を爲して居るものを謂ひ、染晒を施したるもの、短尺物、廣幅物、小幅物いづれをも包含して居る。唯幅五吋未満の細幅織物は、此處に言ふ綿織物中に包含せしめて居ない、綿莫大小とは莫大小生地のみを指稱し、シャツ、ズボン、靴下、手袋等生地に加工を施してあるもの、または生地を縫合して製品となして居るものは此處に含まれて居らない。靴下、手袋については從來から其の解釋に相當まち／＼な點があり、又其の中には單に編立てをしただけで靴下となり、又は手袋となるものも有る様であるから、嚴格な解釋をすれば、靴下、手袋の中には、綿莫大小と稱して何等差支のないものもあるが、此の判定は現實の場合には、相當困難な問題を生ずるから、一應包括的に靴下、手袋はいづれも綿莫大小には包括されないものと解釋して取扱ふ(同右)。

七 「製造スルコトヲ得ズ」の意義 「製造スルコトヲ得ズ」なる規定の意味は、製造なる字句は通常非常な廣範圍に使用される場合と適確に製造なる字句に當嵌まる場合のみを指す場合と二

様あるが、此處に言ふ製造とは極めて狭義に用ひられて居るのである。即ち綿絲に付ては紡績を、綿織物に付ては製織を、綿莫大小に付ては編立を意味して居るのであつて、其の他の製造に関する準備工程、或は仕上工程、例へば糊附、整經、染、晒、撚、裁縫等の工程のみを行ふ場合は製造と解しない(同右)。

八 地方長官の許可すべき品目及方法 但し書に依り地方長官に於て許可を爲すべき品目及其の許可の方法は左の通りになつて居る。(昭和一三年六月二九日調整局次長通牒)

特 免 品

一 左ニ掲グル物品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ製造ヲ爲サントスルトキハ第一項但書ノ規定ニ依リ許可スルコト

軍 需 用 品

縫絲、綜統用絲、紋カード綴用絲、絞用括り絲、染色試験用原絲、花蘭蔭用經絲、毛布經絲、足袋底經絲、電線被覆用絲、露上篋用敷物用絲、和雨傘用絲、ロソク蕊絲、浴巾タオル用緯絲、ベルト用布、漁船用帆布、製鐵工又ハ機械工用前垂及手袋、工業用濾布、運輸用帆布、車輛屋根被覆用帆布、タイヤコード、タイヤ蕊地、タイヤ製造用締布、針布用基布、飛行機用翼布、毛織物仕上用ラツピン、グクロース、捺染用マツキントツシユ用布、日本藥局方ニ依ルガーゼ、ホリス用布、トレーシングク

二 前項ノ許可ハ綿絲ニ在リテハ大日本紡績聯合會ニ於テ承認シタル數量、純綿絲、混紡絲別)ヲ、綿織物及綿莫大小ニ在リテハ綿絲配給統制規則ニ依リ商工大臣ノ指定シタル團體ニ於テ割當テタル數量(純綿絲、混紡絲別)ヲ限り之ヲ許可スルコト

ロース、オフセット印刷用布、潜水服用布、輸出品ノ包装用布、燃料ポンプダイヤフラム用原布、漁網、動力電導用ロソク、スピンドルバンド、スピンドルテープ、ペークライト蕊、煙草育苗用布、捺染用アンダークロース、擬革基布、洋傘用布、導火線用索、軍手、

其の後、更に昭和十三年七月十四日附、臨時物資調整局次長の通牒を以て左の如く改正された。

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ第一條第一項但書註 (特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ)ノ規定ニ依リ許可スルコト (特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタ

イ、軍需用綿織物又ハ綿莫大小ノ製造及軍需用綿製品ノ原料絲ノ製造ヲ爲サントスルトキ

ロ、縫絲、綜統用絲、紋カード綴絲、染色用括り絲、大島紬併用締絲、金篋製造用絲、染色試験用絲、花蘭蔭用經絲、機械刺繡絲、精練染色用吊絲、輸出品ノ荷造包装用絲、漁網及漁具用絲、電線被覆用絲、露上篋用敷物絲、露網、和雨傘用絲、ロソク蕊絲、厚地紡毛織物用經絲、簾編絲、ゴムホース用絲、縁縁用テープ、船舶用救命胴衣用テープ、スピンドルバンド及スピンドルテープ、動力傳導用ロソク、電車用トロリーコード、導火線用索、軍手、又ハハ、ニ掲ゲタル製品ノ原料絲ノ製造ヲ爲サントスルトキ

ハ、ベルト用布、製鐵工又ハ機械工用前垂及手袋用布、工業用濾布、工業用帆布、漁船用帆布、交通運輸用帆布、車輛屋根被覆用帆布、タイヤ苴地、タイヤ製造用締布、針布用基布、飛行機用翼布、毛織物仕上用ラツピングクロス、捺染用マツキントツシユ用布、日本薬局方ニ依ルガーゼ、ホース用布、トレーシングクロス、オフセット印刷用布、潜水服用布、輸出品包装用布、燃料用ポンプダイヤフラム用布、ベークライト苴地、絶縁用布、製紙用カンバス、コランダム研磨布用布、パツキング用布、煙草苗育用布、捺染用アンダークロス、擬革用基布、洋雨傘用布、タイプライターリボン用布、タイヤコード、總經緯絲數ノ五分ノ二以内綿絲ヲ使用スル浴巾タオル、經絲ノミニ綿絲ヲ使用スル疊縁地、地下足袋用布、經絲ニ混紡絲緯絲ニ落綿絲又ハ再生綿絲ヲ使用スル足袋底地、落綿絲又ハ再生綿絲ト綿絲以外ノ絲類ヨリナル織物又ハ莫大小ニシテ落綿又ハ再生綿ヲ重量割合ニ於テ七割以上含ムモノノ製造ヲ爲サントスルトキ

尙從來綿製品ステープルファイバー等混用規則に依り軍需又は特免品として許可を得て居たものは、此の際全部改めて本省令に依る許可を申請する必要があるものであつて、從來の許可は混用規則廢止と同時に無効となることである。右は相當手數の掛かることであるが、根本の規則が廢止になつた關係で已むを得ない事であるし、又その内容が多少異つて居るので特に經濟警察官として指導上注意を要することである

九 混紡品の取扱 省令第二項の規定により假令綿が極く僅かであつて、大部分ステープルファイバーより成つて居るものでも、本令の關する限りに於ては之を綿絲、綿織物又は綿莫大小と稱する。従つて此の規定に依り今後は純綿品又は混紡品は特に地方長官の許可を得なくては製造出來ないことになり、一般消費に付ては全ステープルファイバー物を以て代用することになつたのである(商工省)。

## 第六章 綿製品の販賣制限の解説

一 立法趣旨 「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」(商工省令)は今後綿製品の製造に極端なる制限を加へることとしたのであるが、その結果將來國內に對する綿製品の供給が極度に制限せられて來る様になると、現在國內に在る純綿品、混紡品に付ては之が浪費を出來得る限り抑制して、最も有效な用途に振向ける必要が生じて來る。即ち綿製品の製造制限に關する件但書に依つて軍需品とか特免品とか言ふものは、勿論今後でもその製造を許可する譯ではあるが、之に對しては

やはり原料棉花の輸入を必要とするのであるから、若し現在の国内ストックの中より之等のものに充當し得るものがあれば、出来る限り之を振向けることが肝要である。

斯様な譯で現在国内に存するストック品の始末如何は今回の綿業對策の中で最も必要なものであり、且また綿關係業者及一般消費者双方に對し極めて影響の多い事であつて、政府は此のストック品の措置として差當り先づ小賣商以外の者の手持綿製品を確保し、之を最も有效なる用途に振向ける爲の準備を整へることにした。同省令を發令した理由は茲にある(商工省解説)。

綿製品販賣制限規則も僅か一條である。

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件(昭和十三年六月二十九日)(昭和十三年七月二十九日改正)

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ハ小賣ヲ除キ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ。但シ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)、輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ又ハ綿製品ノ製造制限ニ關スル件第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ。前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者其ノ買受ケタル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ヲ販賣セントスルニキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

前二項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

綿製品ステープルファイバー等混用規則第一條第一項但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ(同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ除ク)ニ付テハ本令ヲ適用セズ

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件(昭和十三年七月四日)

(商工省告示第一七五號)

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス (註)即ち省令第一項ノストック綿製品ハ左記七團體に對してのみ販賣を許さる

記

大日本紡績聯合會

日本綿織物卸商業組合聯合會

日本綿絲元賣商業組合

日本綿織物工業組合聯合會

日本タオル商業組合聯合會

日本タオル工業組合聯合會

大日本莫大小製造工業組合聯合會

二 綿絲の意義 ここにいふ綿絲は大體綿絲と常識的に考へられるもの全部を含み、紐等の如

く綿糸と云ふ呼稱中に通常含まれて居らぬもの、即ち巷間に於て他の呼稱を以て呼ばれて居るものは之に入らぬものと解して大體差支ない。綿織物に付ては假令短尺に切断したもので、テールクロースとか手拭とか云ふ様に、特定の用途向に出来上つて居らぬもの、又は帯蕊等の様に豫め短尺に織上げたもので帯蕊として別段の加工を施してない織上げた儘のもの何れも綿織物に包含され、細幅に切断したもの、例へば裏地の様なものであつても幅五吋以上のもものは之と同様に綿織物として取扱はれる(商工省解説に據る)。

三 指定團體以外の販賣 之等綿糸、綿織物、綿莫大小は小賣商以外は商工大臣の指定した者即ち前掲の七團體以外の者には、假令賣買約定が既に成立して居るものであつても、現物の引渡が済んで居ないものに付ては其の引渡しが出来ない(商工省令第一項)。

綿糸、綿織物、綿莫大小の製造業者は前述の綿製造品制限に關する件の附則に依り、現在仕掛中のものを製造して仕上げる事が出来たにしても、製造完了後は他人の原料に依つて賃仕事を爲した場合の外は、之を他に販賣又は引渡を爲す事は出来なくなり、指定した團體に於て買上げて貰ふこととなる。又卸賣業者に付ては他人から預つて居る品物以外は一應全部之を指定團體に

買上げて貰ふこととなる。結局製造業者にしても、卸賣業者にしても假令將來に於て履行可能の状態に成り得るか否かは別として、一應は既存の契約は履行不能となる(同右)。

四 省令による契約不履行の問題 然し之等履行不能は法令に因つて生じたものであるから當然任意解合とか違約金とか云ふ問題は起きない(同右)。

五 百貨店の賣止 小賣を本省令に於ては除外したが、百貨店に付ては本省令に依らず、百貨店に對する一般監督として左記の様な通牒を發し、卸賣業者等よりは其の範圍は狭いが矢張り一部綿製品即ち天笠木綿、キヤラコ等の生地物にのみ賣止を實施して居る(昭和十三年、商局第一〇八九號)

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件(昭和十三年六月二十八日 商局第一〇八九號)

本夕不取敢電報便ヲ以テ標記ノ件ニ關シ通達シ置キタル處右ハ綿製品ノ國內生産並ニ消費ノ制限ニ伴ヒ現在ストツク品ニ付テハ今後最モ適切ナル用途ニ之ヲ振向ケシムル要有之特定機關ヲシテ一時之ヲ買上ゲシメ然ル後ニ於テ合理的ナル配給ヲ圖ラントスルモノニシテ右ニ關スル省令ハ別紙ノ如ク明二十九日附ヲ以テ發令セラルルモノナルガ同省令ニ於テハ卸賣ノミニ適用シ小賣ニ付テハ別段適用シ居ラザルモ



百貨店ニ付テハ大量販賣、大量ストック等ノ點ニ鑑ミ本件ノ如キ國策ニ參加スルヲ至當ト思料セララル  
ニ付今回打電致シ置キタル次第ニ有之充分右通達ノ趣旨ヲ體シ政府ノ採ラントスル國策ヲ遵守セラレ度  
此段及通牒候也

追而綿織物ハ天笠木綿、キヤラク等ノ生地物ニ限ラルモノニ有之

六 卸、小賣兼業の場合の疑義 卸商と小賣商とを兼業し居る者又は製造業と小賣業とを兼營  
しつゝある者の取扱ひは大體に於て卸賣を行つて居つて偶々需要家の求に應じて小賣を爲す程度  
のものは、之を卸賣商として取扱ふ。然し乍ら卸賣を一方に於て行ひつつ他面小賣をも相當行つ  
て居るものとか、地方の商店によく有る様に大體に於て小賣を行ひ近在の商家に對して多少の卸  
賣を行ふ程度のもの等は、勿論卸と小賣とを分別して其の卸賣のみを制限する。此の様な場合に  
於ては或る程度は推定に依つてその手持量を決定する(同右)。

## 第七章 綿製品の加工制限の解説

一 立法理由 綿製品の國內向製造を相當極端に制限するとともに一時的に現在の國內ストツ

クを買上げることとしたのであるが、右の買上品はこれを今後最も適切なる用途に供せんとする  
以上、綿絲、綿織物、綿莫大小は出來得る限り廣い用途を持つたものであつて欲しいのである。  
即ち出來れば生地儘の物が一番望ましいのであつて、細巾に裂いたり、染、晒を施したり、短  
尺に切斷してしまつたのではそれだけ融通性が乏しく成り、用途が局限されて來る。又販賣制限  
に依つて買上げをなさうとする品物は綿絲、綿織物、綿莫大小であつて、之等のものを加工して絲  
とか織物とか莫大小とは云ひ得ない様に成つて仕舞つたものは販賣制限の範圍外となるため、若  
し加工の停止を行はなかつたならばどしどし加工して仕舞つて、遂には買上の目的を達し得ない  
様な事になる虞もある。そこで製品の販賣制限を公布施行すると同時に、其の目的を達成し一層  
の効果を擧げる爲に綿製品に付加工の停止を行つた。

省令全文はこれも僅か一ヶ條でその内容は左の通りである。

綿製品ノ加工制限ニ關スル件(昭和十三年六月二十九日  
商工省令第三八號)

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付テハ昭和十三年六月二十九日ヨリ同年七月二十八日ニ至ル期間染、晒、  
裁斷其ノ他ノ加工ヲ爲スコトヲ得ズ但シ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以

下同ジ)、輸出品ノ原料、若ハ材料ニ用フルモノ、又ハ綿製品ノ製造制限ニ關スル件第一項但書ノ規定(註 軍需特免品)、ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステールフアイバーヲ混用シタルモノヲ含ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ加工ノ仕掛中ノモノ及綿製品ステールフアイバー等混用規則第一條第一項但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ(同則第二條第一項但書ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ除ク)ニ付テハ本令ヲ適用セズ

二 法令解説 加工の停止期間は六月二十九日より七月二十八日に至る僅か一ヶ月間であつてこれは綿絲、綿織物、綿莫大小の買上に資するが爲の手段として採られたものであり、従つて一定期間内に買上の方法なり時期なり數量なりが確定すれば、其の後に於ては尙加工を禁止すると云、必要を認めないからであつて、又之を一ヶ月としたのは一ヶ月位の間には買上も大體完了すると考へたからである。而して實際問題としては一應の調査完了を俟つて買上に不必要なもの例へば生地の用途が局限されて居るもの(婦人子供服地の一部の如きもの)とか當然現在の加工を繼續

せしめなくてはならぬもの(地下足袋等の如きもの)は引つゞき後述するやうに解除の手續をとつた。而してこの七月二十九日以後は本省令の運用(罰則を除き)は自然解消してしまつてゐる。ほんの火急の事態を抑へるための省令であつた(運用方針は略す)。

## 第八章 非常管理の緩和

### 第一 總 說

以上の如く綿の非常管理は、次の三つの要素で行はれたものであつた。即ち

- 一 製造の禁止
- 二 販賣の禁止
- 三 加工の禁止

である。そして、この三つの方法で、綿製品の流れを、小賣を除いてはピタリと止めてしまひ綿製品の現状をはつきりとさせるのに役立つた。然し、綿製品の在庫は意外に多量であつたから、

このうち必要あるものは、各民間團體をして買上げを行はせ、農村及び工場方面へ配給せしめることとし、残りは解放することとなつたのである。

一 買上げ綿製品を商工大臣の意圖する方面へ配給せしめる措置(販賣制限令の改正)。

二 買上げない綿製品の販賣加工の解除(同右)を行ふと共に、加工制限令が七月二十九日満期失效となると、入換へに、買上げ綿製品については、商工大臣の意圖通りの加工をなさしめる、つまり農村、工場向の製品に加工させる目的で

三 買上綿製品の加工許可制を樹立したのである。以上この三つの措置を説明する。

### 第二 販賣又は加工制限の一部解除

内地向綿製品をオール・スフにすると同時に労働者農事用として従來の純綿及混紡綿製品を買ひ上げるべき方針の下に一時綿製品の販賣加工を禁止してゐたが、七月二十一日此等買ひ上げの準備が完了したので買ひ上げ製品以外のものに就いては、地方長官の許可を受けて販賣或は加工してもいいこととしたのである。商工省令を以て「綿製品ノ販賣又ハ加工ノ制限一部解除ノ件」

を公布した。

#### 綿製品ノ販賣又ハ加工ノ制限一部解除ノ件(昭和十三年七月二二日 商工省令第六二二號)

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニシテ別表ニ掲ゲザルモノハ、地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件又ハ綿製品ノ加工制限ニ關スル件ニ依ル制限ニ拘ラズ之ヲ販賣シ又ハ之ニ加工ヲ爲スコトヲ得

前項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステールファイバールヲ混用シタルモノヲ含ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

綿織物

經緯ニ英式番手二十五番以下ノ單絲又ハ五十番以下ノ合撚絲ヲ用ヒタル綿織物ニシテ左ニ掲グルモノ  
小幅物、縞木綿、緋木綿、染緋、織色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底地

廣幅物

太綾(ドリル、雲齋、葛城)、粗布、天然、細巾、小倉織(カルゼヲ含ム)、綿ネル、コール天、ブロック、帆布

綿莫大小

表絲ニ英式番手四十番以下ノ綿絲ヲ、裏絲ニ英式番手十番以下ノ綿絲ヲ用ヒ十二寸、十三寸又ハ八十四寸ノ吊機又ハトンプキン機ヲ以テ編立タルモノニシテ裏毛ノモノ但シ丸染ノモノヲ除ク  
浴用タオル

経緯ニ英式番手二十番以上ノ綿絲ヲ用ヒタルモノニシテ一反(十二枚繰)ノ重量百五十匁以下ノモノ

斯くて別表に掲げたもののみを買ひ上げ配給をすると共に労働者農山漁村向として不適當なものも一定の標準に従ひ地方長官の許可に依り適宜之を解放することとなつたわけであるが、此の地方長官の許可方針は七月二十二日附の臨時物資調整局第四部長通牒に依れば次の如くである。

- 一 絲に就いては全部許可すること
- 二 綿織物及綿メリヤス

(一) 加工を爲す場合は全部許可すること

(二) 卸賣業者及製造業者の手持品に就いては其の數量を調査し

- (1) 中形特殊模様入の手拭地印入絆纏地は全部許可すること
- (2) (1)以外の手持品に就いては特別なる事情ある場合(公共團體、青年團、婦人會等に於

て皇軍慰問袋用布として購入する場合、病院等に於いて醫療用布として購入する場合、

移民協會に於いて移民用團體服用として購入する場合等)を除き實需の狀況を考慮し一時に多量販賣をなさしめざる様適當に數量及期間を限定して逐次許可すること

三 物品委員會に於いて當該品目に付最高價格を決定せるものに付いては右價格に依り販賣をなさしめる等許可に際し適當の條件を附すること

四 許可の際には毎點に一定の印章又は證紙を附すること

又七月二十二日にも同じく第四部長通牒を以て地方長官の本規則運用方針に付き次の如く通達してゐる。

一 卸賣業者又は製造業者が手持品に付染、晒等の外の加工(例へば布帛製品の製造の如く裁斷裁縫して其の形態を變ぜしめる場合の如し)をなす場合は販賣許可を受けたる數量の範圍内に於いて之を爲さしめること

二 卸賣業者又は製造業者が其の一旦販賣許可を受けたる手持品に付染、晒等の加工をなす場合は豫め其の加工をなさんとする數量を届出しめ加工仕上り後印章消滅し居れるものに付て

は更に印章を押捺すること

### 第三 販賣制限の改正

商工省では農山漁村及労働者用の綿製品を確保するため紡聯始め七團體で之を買ひ上げしめたが之を商工省の意圖する團體へ賣らしめるため七團體が買ひ受けた綿絲、綿織物、綿メリヤスを販賣する場合は、商工大臣の許可を受けしめることとし、綿製品販賣制限令を次の如く改正した。

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件中改正ノ件(昭和十三年七月二十日 商工省令第七一號)

第二項中前項ヲ前二項ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者其ノ買受ケタル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ヲ販賣セントスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 第四 加工許可

既に農山漁村用及労働者用綿製品買上げの準備を終つたので、買ひ上げ以外の綿製品を解放し、加工も地方長官の許可制としたが、更に六月二十九日公布即日實施の綿製品の加工制限規則が七月二十九日を以て解除せられるので、買ひ上げ綿製品に就いても地方長官の許可を受けた場合のみ加工を許すこととし、買ひ上げ製品を當局の意圖する用途に適した製品に振り向けしめることとした。省令の骨子は次の通りである。

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ノ加工ヲ地方長官ノ許可制トスル件(昭和十三年七月二日 商工省令第七〇號)

別表ニ掲グル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付染、晒、裁斷其ノ他ノ加工ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ又ハ綿製品ノ製造制限ニ關スル件第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

前項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステールファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ加工ノ仕掛中ノモノ及綿製品ステールファイバー等混用規則第一條第一項但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ(同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十

三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ除クニ付テハ本令ヲ適用セズ

別表

綿織物

経緯ニ英式番手二十五番以下ノ單絲又ハ五十番以下ノ合捻絲ヲ用ヒタル綿織物ニシテ左ニ掲グルモノ  
小幅物

綿木綿、緋木綿、染緋、織色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底地

廣幅物

太綾（ドリル、雲齋、葛城）、粗布、天笠、細布、小倉織（カルゼヲ含ム）、綿ネル、コール天、プロ  
ツク、帆布

綿織大小

表絲ニ英式番手四十番以下ノ綿絲ヲ、裏絲ニ英式番手十番以下ノ綿絲ヲ用ヒ十二寸、十三寸又ハ十四  
寸ノ吊機又ハトブキン機ヲ以テ編立タルモノニシテ裏毛ノモノ但シ丸染ノモノヲ除ク

浴用タオル

経緯ニ英式番手二十番以下ノ綿絲ヲ用ヒタルモノニシテ一反（十二枚續）ノ重量百五十匁以下ノモノ

斯くて別表に掲げる綿絲及綿製品を染、晒、裁斷其の他の加工をせんとする場合は地方長官の

許可ヲ受けねばならぬこととなつてゐるが、其の例外として

A 輸出品（關東州、滿洲國又は中華民國に輸出するものを除く）、輸出品の原材料に用ひるもの

B 綿製品の製造制限に關する規則第一項但書に依り地方長官の許可を受けたもの（製造制限規則

参照）

が認められてゐる。

又地方長官の許可方針は如何と言ふに、同年七月二十八日附の臨時物資調整局次長の各知事宛  
通牒に依ると次の通りである。

- 一 綿織絲に付いては許可せざること
- 二 加工專業者及加工兼小賣業者が其の所有に屬する綿織物の加工をなさんとする場合は許可  
すること
- 三 加工專業者以外のものの所有に屬する綿織物に付いては許可せざること
- 四 綿メリヤスに付いては商工省より追而加工業者の氏名及數量を通知するを以て右に依り許  
可すること

尙附則に於いて本令施行の際現に仕掛け中のもの及綿製品スフ等混用規則第一條第一項の但書又は第二條第一項但書の規定に依り特別の事情に依り地方長官の許可を受けた綿絲及綿織物（同則第二條第二項但書の規定に依り十三年二月九日迄に許可を受けたものは除く）に付ては本令を適用しない旨を定めてゐる。

### 第九章 綿絲の切符制

一 立法趣旨 商工省では綿絲の最高價格制を實施したにも拘はらず配給を統制しなかつたため紡績業者綿業販賣業者は賣り惜みをやつたりクルミ商賣が横行し又一方綿製品ス・フ混用規則の實施に依り純綿製品の内地販賣は禁止されてゐるにも拘はらず内地高のため、廣巾物がどん／＼内地へ流れて輸出が減少する傾向にあつたので政府は三月一日、綿絲配給統制規則を實行して綿絲の配給統制を行ふことになつたわけである。

之に依り綿絲需要者は割當票以上の綿絲を購入し得ないと同時に綿絲を販賣する者も割當票と引換へでなくては綿絲を賣つてはならぬことになつたのである。省令は次の如くである。

#### 綿絲配給統制規則（昭和十三年七月一〇日） （商工省令第六號）

第一條 綿絲（綿トステープルファイバートノ混紡絲ヲ含ム以下同ジ）ヲ原料又ハ材料トスル製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者（以下工業者ト稱ス）ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體ニ於テ割當テタル數量ヲ超エ綿絲ヲ原料又ハ材料ニ使用スルコトヲ得ズ但シ輸出品（滿洲國及關東州ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官又ハ前項ノ團體ハ前項ノ規定ニ依ル割當ノ總數量ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二條 地方長官又ハ前條第一項ノ團體ハ綿絲ヲ原料又ハ材料トスル製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者ニ對シ其ノ者ノ割當數量（委託ニ依ル製造又ハ加工ノ爲使用スル綿絲ノ割當數量ヲ除ク）ニ相當スル割當票ヲ交付スベシ

地方長官又ハ前條第一項ノ團體ハ前項ノ割當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第三條 工業者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ其ノ使用スル綿絲（輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スルモノヲ除ク）ヲ買受クルコトヲ得ズ

第四條 工業者ニ對シ前條ノ綿絲ヲ販賣スル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第五條 工業者ハ割當票ト引換へ買受ケタル綿絲ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第六條 工業者ハ毎月前前月中ニ割當票ト引換へ買受ケタル綿絲ノ買受先別及種類別數量ヲ割當票ヲ交

付シタル地方長官又ハ團體ニ報告スベシ

第七條 工業者ニ對シ第三條ノ綿絲ヲ販賣スル者ハ毎月前前月中ニ引換ヘタル割當票ヲ之ヲ交付シタル地方長官又ハ團體ニ差出スベシ

第八條 工業者又ハ第三條ノ綿絲ヲ販賣スル者ハ帳簿ヲ備ヘ買受又ハ販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ

第九條 工業者ハ其ノ製造又ハ加工シタル製品ノ數量及原料又ハ材料ニ付地方長官又ハ第一條第一項ノ團體ノ検査ヲ受クベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地方長官又ハ第一條第一項ノ團體ハ本則施行ノ際常時必要ト認メラルル保有數量ヲ超エ綿絲ヲ保有スル工業者ニ對シテハ第二條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ノ割當數量以下ノ數量ニ相當スル割當票ヲ交付スルコトヲ得

二 政府の指定團體 綿絲を原料又は材料とする製品の製造又は加工を業とする者（綿布を作る者、タオル、メリヤスを作る者其の他）は地方長官に於いて又は商工大臣の指定した團體で割り出した數量以上の綿絲を使つてはならぬと一應規定してゐるが、但し輸出品（滿洲國及關東州に輸出するものを除く）又は輸出品の原材料の製造又は加工の爲め使用する場合は此の限りでない

いとしてあるから、本條の規定は輸出向を除いた内地向綿絲に就いてのみ適用するものと見ていいわけである。右の割當を行ふものは地方長官或は商工大臣の指定せる團體であるが商工大臣の指定團體は三月一日省令公布と同時に商工省告示第四十八號で次の如く決定發表された。

大日本紡績聯合會

日本綿織物工業組合聯合會

日本タオル工業組合聯合會

大日本莫大小製造工業組合聯合會

日本輸出絹織物工業組合聯合會

日本内地向人造絹織物工業組合聯合會

日本人造絹織物工業組合聯合會

日本内地人造絹織物工業組合聯合會

日本内地向縮緬工業組合聯合會

日本天絨織工業組合聯合會

大日本毛織物工業組合聯合會

日本綿絲染晒工業組合聯合會

全國購買組合聯合會

四月二日商工省告示第九十四號で次の五團體が追加された。

日本絹網工業組合聯合會

日本麻織物工業組合聯合會

日本撚絲工業組合聯合會

日本ステープルファイバー織物工業組合聯合會



日本綿雑品工業組合聯合會

三 地方長官の割當 地方長官が割り當てを行ひ割當票を交付するものは商工省告示四十八號及九十四號で指定された工業組合聯合會所屬組合の組合員及當該組合員と同一の業の營業者並に紡聯の加盟會社又は全購聯所屬組合の組合員以外の工業者と云ふことになつてゐる。(地方長官宛の第四部長通牒に依る)

四 綿絲の範圍 本規則で綿絲と言ふのは、生綿絲の他、撚染其の他の加工を施したものを含み水車紡絲は之を含まないこととすると共に、第一條の第二項に於ける總割當量に關する承認は一箇月分毎に當該月の三ヶ月前に之を受けることになつてゐる。

五 割當數量 地方長官又は前述の各團體は綿絲を原料とする製品の製造加工業者の割當數量に相當する割當票を交付する旨を規定し又其の割當票の様式に付いても商工大臣の承認を受けしめることとしてゐる。而して此の割當票を交付する割當數量には委託に依る製造加工のため使用する綿絲の割當數量は含まぬこととしてゐる。

六 割當票用紙 商工省は地方長官より交付すべき割當票用紙は當分の間商工省に於いて作成

發送することとし地方長官は更に官印を押捺して交付する様各地方長官宛に通牒してゐる。

綿絲を原材料とする製品の製造加工業者(以下工業者と稱す)は割當票と引き換へでなくては綿絲(内地向のもの)を買い受けることが出来ないこととすると同時に、販賣業者は割當票と引き換へでなくては賣つてはならぬこととしてゐる。

七 ストツクの不均衡是正 更に割當票で購入した綿絲の讓渡禁止を規定してゐる。工業者の買受先別、種類別、購入綿の報告を命じ第七條では販賣者は又引き換へた割當票を之を交付した地方長官又は團體に提出せしめ、兩者の決算尻を合す仕組にしてゐる。尙ほ各工業者への割り當ては大體過去の綿絲消費量に應じて行ふこととなつてゐたが、附則に於いて地方長官又は前述の團體は常時必要以上の綿絲保有量を有する工業者に對しては第二條の規定に拘はらず割當て數量以下の割當票を交付することを得る旨を附記し綿絲手持ストツクの不均衡是正を行はんとした。

八 結論 斯くて各月國內用綿絲たる純綿絲(軍需及特免)と國用綿絲(混紡綿絲)の配給は總べて此の規則に依る割當票を以て行はれてゐたのであつたが、七月一日より實施の綿製品製造制限の省令に依り内地向の綿絲綿織物は軍需及び特免以外製造することが出来なくなり、綿絲の

配給といふこともなくなつたので現在は本省令は軍需及特免用の純綿絲と混紡絲（七月に於ける数量四二、〇〇〇梱）の配給に關してのみ適用されてゐるわけであるが、之等は綿絲元賣商から直接需要者へ渡されるので殆んど省令の意義はなくなつてゐる。従つて政府は近く本省令を廢止してス。フ絲配給統制規則を公布し國內用綿絲に代つて登場したス。フ絲（七月は三五、〇〇〇梱）の切符制を實行することとなる模様である。

### 第十章 綿絲の公定價格

商工省では従來自治的に綿絲の最高價格を毎週發表してゐたが、五月二十日之を法的な價格として、取締も嚴重にすることとなり綿絲販賣價格取締規則を公布した。省令は次の通りである。

#### 綿絲販賣價格取締規則（昭和十三年五月二〇日） （商工省令第二四號）

第一條 綿絲ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

前項ノ綿絲ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 前條第二項ノ種類ノ綿絲ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ純綿絲（ステープルファイバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非ザル纖維ヲ三割未満混用シタルモノヲ含ム以下同ジ）ニ在リテハ八月日以後國用綿絲（ステープルファイバー重量割合ニ於テ三割以上五割未満混用シタルモノヲ謂フ）ニ在リテハ五月日以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲以外ノ綿絲ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及金額ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ届出ツベシ

#### 附 則

本則ハ昭和十三年五月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノ綿絲ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年十月又ハ十一月ニ引渡ヲ爲ス純綿絲ニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 類似行爲の禁止 綿絲は商工大臣の告示する最高價格を超へた値段で取引することを禁ずるのみならず、右の最高價格を超へて販賣したと同様の利益を得んとして買戻約款を附けたり、又は他の商品との組合せ買戻をしたたり其の他に之に類似の行爲はすべて禁止することとしてある。次いで本規則に依る取締の對象となる綿絲の種類及最高價格は商工大臣が告示することになつてゐたが、第一回の發表は五月二十日に行はれ爾後隔週土曜日毎に最高價格が發表されてゐる。

二 先物價格の公定 右の最高價格は純綿では七ヶ月先物迄、混紡絲では四ヶ月先物迄發表されるので、純綿絲に就いては七ヶ月、國用綿絲に在つては四ヶ月と、それ〴〵受け渡し限月を限定し、それ以上長期に互る取引に依り、最高價格を越へた取引をして利益を得むとするものを禁じたわけである。

三 届出の様式

一、届出の様式は次の如くである。

別記様式

住所

氏名又は名稱

一、販賣契約表

計	約定月日	販賣先	綿絲ノ種類	綿絲ノ銘柄	單價	販賣數量	引渡月

二、引渡表

計	引渡月日	引渡先	綿絲ノ種類	綿絲ノ銘柄	單價	引渡數量	販賣約定月日

(記載注意)

綿絲の種類欄には純綿絲國用綿絲別、單絲合混絲合絲別、生綿絲加工絲別及香手別に記入すること

四 例外規定 本則施行前に爲した販賣契約に基づく綿絲の引渡しは、十月一日以後は之を禁止すると共に之を幾分緩和するため、十月十一日引渡しの際純綿絲でも、其の販賣價格が本則施行の日に於ける最高價格以下である場合は、例外として之を許すこととしてゐる。

五 結論 然し綿製品の製造制限規則のため、國內用綿絲は軍需及特免以外はなくなつたので、現在此の規則は綿絲取引所の清算取引にのみ、わずかに役立つてゐるのみであるが、それさへも綿布が上場されるに至り綿布の三月限以降の取引は休止されることゝなつたから、殆んど存在意義なき省令となつたわけである。

## 第十一章 輸出綿製品配給統制規則の解説

### 第一總 說

國際收支改善の目的よりすれば、輸出の大宗たる綿製品の輸出振興と云ふ事は極めて肝要であつて、假令資金關係より棉花の輸入が望ましからぬものであつても、綿製品の輸出に必要な限

度の棉花の輸入は之を抑制すべきものでなく、若し之を内地に流用する虞が無いならば、寧ろ自由な輸入を認めて然るべきものであり、之が綿製品の輸出振興上最も必要な事なのでもある。

其處で綿製品の輸出振興と云ふ事に關しては、從來からも種々方策を講じて來たものではあるが、愈々勢も切迫したので、大體左記方針に依つて之が輸出増進を圖ることになつた。

#### 記

一、輸出品に使用する棉花の輸入に付ては個人的に其の製品の輸出にリンクせしむる。  
二、綿製品の内地流入を防止する爲輸出用綿絲布、莫大小、タオル其の他の雜品の夫々に付之が管理の責に任すべき團體を決定し其の團體に於て此等製品の製造及輸出に付全責任を負ふものとする。

(イ) 綿絲及綿布に付ては大日本紡績聯合會及日本綿絲布輸出組合聯合會に於て之が管理及輸出確保の責に任ずること

(ロ) 莫大小、タオル、綿雜品等に付ては輸出業者、生産業者、綿絲商等をして統制機關(會社)を設立せしめ原料綿絲布及其の製品は右機關をして一手に之を取扱はしめ、以て之が管

理及輸出確保の責に任せしむること

而して國內流入防止の關係に付ては、從來の産業機構にも相當の變革を加へる必要があるし、各關係團體に於て實行した自治的な内地流入防止は殆ど効果が擧らなかつたので、新たな機構に從つて完全なる取締を爲す爲、茲に輸出綿製品に付ての取引先を制限する意味に於て輸出綿製品配給統制規則（商工省令第四〇號）が制定された。

## 第二 規則の骨子

輸出綿製品配給統制規則は全十條の簡單なものだが、これによつて輸出綿製品の各生産工程の系列は根本的に再編成された。つまり今回の再編成案の骨子は紡聯を絲及び布の生産の獨占的主體とし、從來の綿工聯加盟機業家を全部紡聯の賃織の地位に落し、紡聯は綿工聯に賃織させたものを輸出商に賣り、輸出商はこれの義務輸出を命ぜられた、別に綿雜品布帛等の加工製造のため工業者に特殊なプール會社を作らせ、絲は紡聯から直接、布は紡聯から輸出商の手を経由してそれら供給し、その製品は必ず輸出商に向つて賣らせることを規定したもので、輸出向原料棉花

の内地向轉用を百パーセント防止するのが大眼目になつてゐる。これを各條文について工程別に見ると左の如くなる。

條文別表中の甲號とあるは紡績聯合會加盟社、乙號とあるは綿雜品プール會社及び工業者、丙號とあるのは輸出商と解してよい。

一（イ）輸出向綿絲及び綿織物は紡聯以外の者には生産することを許さない、但し紡聯が他人（綿工聯）に委託することは妨げない（第一條第一項）。

（ロ）右により綿工聯に委託する時は豫め賃織を引請ける者の氏名名稱を商工大臣に届出でさせる（同條第二項）。

二 紡聯は輸出綿絲（布は別）を紡聯内部で相互賣買するか、輸出商に賣る以外は、他に絶対に賣ることはならぬ（第二條第一項）。但し特別の事情、即ち綿絲取引所の受渡し等の場合は例外的に認める（同但書）。

三 紡聯は輸出向品の材料綿絲（綿絲のまま）で輸出されるものではない（は綿雜品加工のプール會社以外に賣却することは出來ない）（第三條）。

四 紡聯は綿工聯に賃織させた輸出用綿織物（絲ではない）は輸出商以外に賣つてはならない。

三 但し紡聯が自分で織つて直輸出するのは認める（第四條）。

五 紡聯又は輸出商が染色や晒を委託加工する時は豫め受託者の名を商工大臣に届出でなければならぬ（第五條）。

六 輸出商は紡聯から買つた輸出用綿織物は自分で輸出することとし、輸出商同士の賣買及びプ

ール會社への販賣以外は他に販賣することを許さない（第六條）。

七 プール會社は紡聯から買つた輸出品用の材料絲、又は輸出商から買つた輸出用綿織物を輸出向以外に（つまり國內民需向に）使用したり販賣することを禁ずる（第七條）。

八 プール會社は右によつて製造した物は輸出商以外に賣つてはならない（第八條）。

九 輸出商は輸出注文があつた場合でなければ右の布帛雜品製品を買受けることが出来ない。

つまり全部註文生産とする、但し綿絲布は見越生産でよい（第九條第一項）。

一〇 輸出商は本邦及び關東州、滿洲國、支那の圓プロツクに販賣する事を禁ずる（第九條第二項）。

一一 輸出商は輸出綿絲の實績一ヶ月分以上の數量を手持ちすることを禁ずる。また輸出用綿織

物は同じく二ヶ月分以上の數量を手持ちすることを禁ずる。これはつまり義務輸出制で、買つた製品はどしどし輸出しなければならぬ（第十條）。

一二 紡聯以外のもの即ち綿工聯が本規則施行當時に製織の途中のものは第一條の規定（生産は紡聯に限る）に拘らず製織を終へて宜しい（附則）。

別表

甲 號

大日本紡績株式會社	東洋紡績株式會社	福島紡績株式會社
天滿織物株式會社	協和紡績株式會社	明正紡績株式會社
内外綿株式會社	小津武林起業株式會社	柏原紡績株式會社
大阪織物株式會社	錦華紡績株式會社	岸和田紡績株式會社
泉州織物株式會社	株式會社寺田紡績工廠	貝塚紡績株式會社
和泉織物株式會社	佐野紡績株式會社	吉見紡績株式會社
大阪紡績株式會社	和歌山紡績株式會社	合同莫大小紡績株式會社
松太綿布株式會社	昭和紡績株式會社	昭光紡績株式會社
内海紡績株式會社	日出紡績株式會社	日高紡績株式會社

辻紡績株式會社	龍田紡績株式會社	正織株式會社
琴浦紡績株式會社	倉敷紡績株式會社	倉敷然絲紡績株式會社
株式會社半田綿行	宇部紡績株式會社	出雲製織株式會社
徳島紡績株式會社	明治紡績株式會社	おたふくわた株式會社
國光紡績株式會社	吳羽紡績株式會社	近江帆布株式會社
湖東紡績株式會社	大正製綿株式會社	若林製織紡績株式會社
東海紡績株式會社	大町紡績株式會社	平田製網株式會社
森林紡績株式會社	株式會社服部商店	株式會社近藤紡績所
帝國然絲織物株式會社	杉野紡績所	豐田紡績株式會社
豐田押切紡績株式會社	日本光綿紡績株式會社	愛知紡績株式會社
愛知織物株式會社	内外紡績株式會社	森紡績株式會社
中央紡績株式會社	鷲津紡績株式會社	濱名紡績株式會社
三光紡績株式會社	栗橋紡績所	鐘淵紡績株式會社
富士瓦斯紡績株式會社	日清紡績株式會社	東洋紡績工業株式會社
大東紡績株式會社	兩毛製織株式會社	足利紡績株式會社
日東紡績株式會社	旭紡績株式會社	帝國製絲株式會社

乙 號

- 大日本毛織工業組合聯合會
- 大日本莫大小製造工業組合聯合會
- 日本織出布帛製品工業組合聯合會
- 日本人造絹織物工業組合聯合會
- 日本タオル工業組合聯合會
- 日本綿織品工業組合聯合會
- 日本護謨工業組合聯合會
- 日本護謨製品輸出組合組合員
- 日本莫大小輸出組合組合員
- 日本綿織品工業組合聯合會

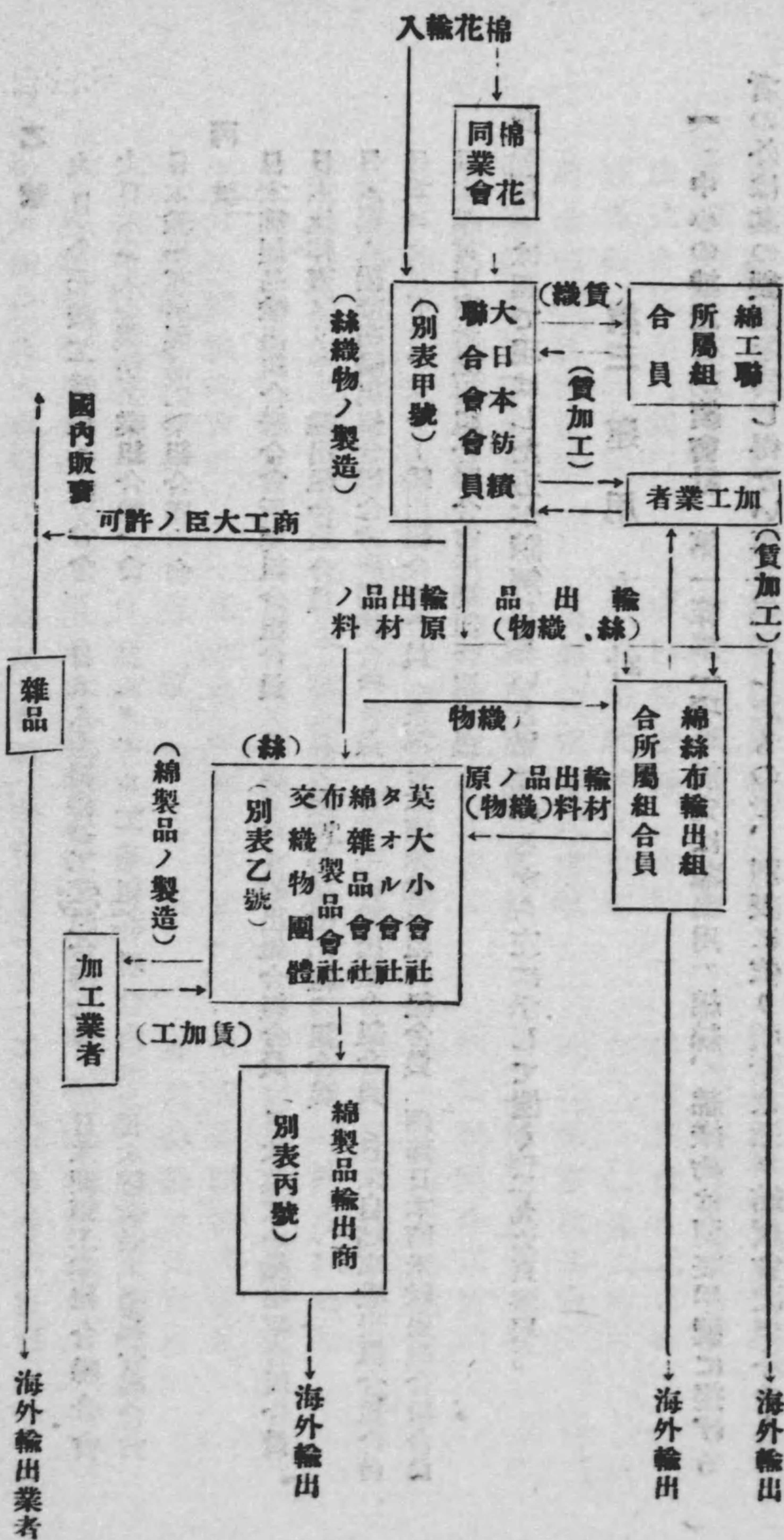
丙 號

- 日本綿製品輸出組合聯合會所屬組合組合員
- 日本比律賓メリヤス輸出組合組合員
- 日本絹人絹絲布輸出組合聯合會所屬組合組合員
- 日本スライドファスナー輸出組合組合員
- 日本雜貨中南米輸出組合聯合會所屬組合組合員
- 日本タオル輸出組合組合員
- 日本護謨製品輸出組合組合員
- 日本莫大小輸出組合組合員
- 日本自轉車輸出組合組合員
- 日本南米輸出組合組合員
- 西部日本南米輸出組合組合員

此の關係は圖で現はした方が諒解し易いと思はれるから左に示して置く(二九六頁参照)。

第三 運用方針

一 中小の機屋と紡績會社 第一條第一項の規定は輸出用の綿絲、綿織物は別表甲號に掲げる者の外は其の製造を爲し得ない事を規定したもので、別表に依り明瞭な通り紡績會社以外のもの



は輸出に用ふる綿絲、綿織物の製造を禁止された譯である。従つて今後は中小の機屋は紡績會社の賃織としてのみ輸出用の綿織物の製造が可能なのであつて、自己の計算に於ては之を製造することを得ない(商工省解説)。

**二 届出主義** 第一條第二項の規定は紡績會社が他人に委託して製造する場合を監督する爲、豫め其の氏名を届出でしめることとしたのであつて、之に依り如何なる程度の機業家が紡績會社の賃織として輸出用織物の製造に關係して居るかを知らる事が出来る。

**三 取引係統の規定** 第二條及第三條の規定は第一條に依り製造した綿絲に付その取引系統を規定し、第四條の規定は第一條に依り製造した綿織物に付其の取引系統を規定したものである。各條の但書の特別の事情に依る商工大臣の許可は、主として輸出不適品即ち検査不合格品の處置、並に日本綿絲布輸出組合聯合會所屬組合の組合員、及別表乙號に掲げた者以外の者が、假令數量は僅かであつても輸出を爲す様な場合に、之等の者に對し綿織物の販賣を爲す事を認めやうと云ふ趣旨に於て行はれるものである(同右)。

**四 組合員の責任** 第五條の規定は第一條の規定と同趣旨であつて、綿織物に付ては製造の



みならず、加工に付ても紡績會社が日本綿絲布輸出組合聯合會の所屬組合員のみが責任を取るべき旨を規定したものである(同右)。

**五 販賣先の指定** 第六條の規定は、日本綿絲布輸出組合聯合會の所屬組合員が買受けた綿織物に付其の販賣先を指定したものである。第七條、第八條及第九條の規定は別表乙號に掲げる者即ち莫大小、タオル其の他の綿雜品の團體が買受けた綿絲布に付ての處置に付規定したものである。

**六 抱込み防止** 第十條の規定は日本綿絲布輸出組合聯合會の所屬組合員の綿絲布の保有量を限定した規定であつて、綿絲布以外の物に付ては、第九條に明瞭な通り、輸出注文に基く場合の外輸出業者は買受が出来ないから此の保有量に付ての定めを必要としないのであるが、綿絲布に付ては見込の買付を許容してある爲に、斯様な規定を設けて不當な抱込みを防止することとした(同右)。



第十二講

毛絲の公定價格



## 第十二講 毛絲の公定價格

### 第一總 說

羊毛は輸出向と軍需向以外は使用を制限し、國內民需の毛製品には、スフ其の他を強制混用させることとなつてゐるので、内地にあるストックの純毛製品の價格は當然高くなつたが、一方スフ混用の毛製品すらも、戦争がつゞく限り段々なくなるであらうと言ふ先の見越から、價格は騰貴した。そこで價格抑制のため、先づ毛絲の公定價格を實施することとなり、商工省では輸出入臨時措置法に基き毛絲販賣價格取締規則（商工省令第七五號）を制定し、昭和十三年八月廿四日付を以て公布、廿六日より實施した。同規則は原則だけを定めた簡單なもので、細目は告示に譲つてゐるが、内容は次の如くである。

## 第二 法令の内容

一 毛絲(毛に非ざるスフ其の他の纖維を混紡した毛絲も含む、つまり純毛絲と混紡毛絲の意)は、どんな名義を以てしても、商工大臣の告示する最高價格を超へて販賣することを得ない。そして此の最高價格並に最高價格適用の毛絲の種類は商工大臣が告示する。此處に注意しなければならぬのは、此の規定は賣つたものよみの取締規定で、買つた者は別に追及しないことになつてゐる(省令第一條)。

二 最高價格を超ゆると同一の結果を生ずる様な利益を得る目的の下に、買戻約款を付したり、或は最高價格の適用のない商品と組合せて販賣したり、或は之と類似する様な行爲は禁止する。買戻約款付賣買と言ふのは、毛絲の最高價格が假りに百圓として、甲が乙に買戻付で九十圓で賣り、後に六十圓で買戻して三十圓儲け、更らに甲が乙に九十圓で賣つたとすると、形式的には最高價格の範囲内の賣買であるに拘らず、實質的には百二十圓で賣つたことになり、最高價格を超ゆることになる。之は最高價格の裏を行く脱法行爲である。組み合せ賣買と言ふのは、例へば五

十圓の最高價格の毛絲と、價格の自由な絹紡絲(假りに時價五十圓として)を組み合せて、百五十圓で賣る。此の場合絹紡絲を百圓として毛絲は最高價格五十圓で賣つたのであるから好ささうに見えるが、それは實質的には毛絲の最高價格を脱した賣買であるから認めないと言ふのである(省令第二條)。

三 最高價格適用の毛絲を、販賣をなす月より五ヶ月目に於て引渡すことを條件として販賣することは出来ない。大體先物の取引を國內で許すことはそれだけ毛絲の需給を攪亂するし、又五ヶ月先になるも、最高價格が如何に變るか判らないので規定したもので、勿論輸出の注文があるので五ヶ月先物の賣買が必要な場合は此の限りではない(省令第三條)。

四 最高價格適用以外の毛絲を販賣した者は、毎月十日迄に前月中の販賣數量、金額を商工大臣に届出でねばならない。之は公定價格のない毛絲が、不當の高値で賣買されることを監視し、又將來公定價格適用の場合の資料に供せんがためでの規定である(省令第四條)。

五 本規則は八月廿六日より實施するが、施行前に既に契約せるものに對しては、たとひ最高價格を超へたものでも十月卅一日迄は認容するが、十一月一日以後は最高價格を超ゆることを許